

## 目次

A II -CV-1st-6★乙1号証	2
◆A&A II -my-aunt's-trial-JD-original	3
◆A&A II -my-aunt's-trial-JD-text(JPN)	9
◆A&A II -my-aunt's-trial-JD(Gist in ENG)	13
A II -CV-1st-7★甲1号証	15
A II -CV-1st-8★甲2号証	16
A II -CV-1st-9★甲3号証-反訳書	17
A II -CV-1st-10★甲4号証-反訳書	20
A II -CV-1st-11★甲5号証-反訳書	27
A II -CV-1st-12★甲9号証	33
A II -CV-1st-1★訴状20180918	34
A II -CV-1st-2★釈明書20181011	39
A II -CV-1st-3★補足説明書20181115	45
A II -CV-1st-4★準備書面⑦20190620	53
A II -CV-1st-5★証拠20190128	63
A II -CV-1st-13★甲11号証	65

## 目次

◆A&AⅡ-my-aunt's-trial-JD-original.....	1
◆A&AⅡ-my-aunt's-trial-JD-text(JPN).....	7
◆A&AⅡ-my-aunt's-trial-JD(Gist in ENG).....	11

平成30年(ワ)第413号 慰謝料請求事件  
原告 今 井 豊  
被告 埼 玉 県

### 証拠説明書 ( 1 )

平成31年1月31日

前橋地方裁判所 民事第1部 A係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 柴 崎 栄

被告訴訟復代理人

弁護士 井 上 清 彦



号証番号	文書の標目	原本 写し の別	作成時期	作成者	立証趣旨
乙1	刑事裁判事件 記録(さいたま地裁平成21年(わ)第474号、自動車運転過失致死、道路交通法違反被告事件)  (文書送付嘱託記録)	写し	H21.06.24	さいたま地方裁判所第5刑事部  書記官 山中宏之、  裁判官 西野牧子	原告が引用する平成21年2月20日訴外亡太田まり子と訴外伊勢崎友信との間に発生した交通事故に関する刑事裁判記録。

以上

副  
本

乙  
第  
/  
号  
証

平成21年(わ)第474号

調書判決

宣 告 日 平成21年6月9日  
 裁 判 所 さいたま地方裁判所第5刑事部  
 裁 判 官 西 野 牧 子  
 検 察 官 河 本 岳 大  
 罪 名 自動車運転過失致死, 道路交通法違反  
 被 告 人  
 本 籍 [REDACTED]  
 住 居 [REDACTED]  
 職 業 [REDACTED]  
 氏 名 伊勢崎 友 信  
 年 齢 [REDACTED]

判決主文

被告人を懲役2年6月に処する。  
 未決勾留日数中40日をその刑に算入する。

罪となるべき事実の要旨

起訴状記載の各公訴事実と同一であるから, これらを引用する。

適用した罰条

- |   |           |   |  |
|---|-----------|---|--|
| 1 | 罰         | 条 | 刑法211条2項本文, 道路交通法117条2項, 1項, 72条1項前段, 119条1項10号, 72条1項後段 |
| 2 | 科刑上一罪処理   |   | 刑法54条1項前段, 10条   |
| 3 | 併合罪加重     |   | 刑法45条前段, 47条本文, 10条                                      |
| 4 | 未決勾留日数の算入 |   | 刑法21条  |
| 5 | 訴訟費用      |   | 刑事訴訟法181条1項ただし書  |

量刑の理由

別紙のとおり

平成21年6月24日

さいたま地方裁判所第5刑事部

裁判所書記官 山中 宏 之

裁 判 官 西 野 牧 子

別紙

(量刑の理由)

- 1 本件は、被告人が、**中型貨物自動車**を運転中、進路の安全確認を怠り、被害者運転の自転車に自車左前部を衝突させるなどし、重症頭部外傷等の傷害を負わせて死亡させた**自動車運転過失致死**及び、その際、救護・報告義務を怠っていわゆるひき逃げを行った**道路交通法違反**の事案である。
- 2 自動車運転過失致死の犯行については、被告人が進行していたのは、**見通しのよい道路であったところ**、被告人は、交差点を左折進行するにあたり道路左側側道の安全確認という自動車運転者としての**基本的な注意義務に違反**し、同側道を進行していた被害者運転の自転車に自車を衝突させたものであり、その過失の程度は高く、一方的なものであること、被害者は重症頭部外傷等の傷害を負い、その日のうちに死亡するに至ったのであって、生じた結果は取り返しのつかない重大なものであること、突然にその生命を奪われることとなった被害者自身の無念さはもとより、残された遺族の悲しみや嘆きは大きく、法律に従った適正な処罰を望んでいる。
- 3 救護・報告義務違反の犯行についてはいうまでもなく卑劣で身勝手なものであるところ、被告人は、事故を起こしてから降車し、被害者の状態を確認した時の状況からして間違いなく重傷あるいは死亡などの重大な結果が生じたであろうと認識していたにもかかわらず**処罰をおそれてその場から立ち去っており**、被告人の規範意識の欠如は著しく、厳しい非難を免れない。

また、事故現場から立ち去った後、できるだけ多く稼ごうと考えてトラック運転手として稼働し続け、現場を通りかかって死亡事故の看板を見るなどしてもなお警察に出頭することなく逃亡を続けていたもので、犯行後の情状も極めて悪い。

4 以上によれば、被告人の刑事責任は相当に重い。

5 そうすると、被告人は逮捕後は本件各犯行を認めて被害者遺族に対して謝罪文を書き、当公判廷においても反省の弁を述べていること、犯行後、降車した際、第二事故の発生を防止するため被害者や被害者が運転していた自転車を移動させたこと、本件によりこれまで約3か月間身柄を拘束されたこと、妻と離婚し、勤務先を退職するなど一定の社会的制裁を受けたこと、今後、被告人運転車両に付された対人賠償無制限の任意保険からしかるべき賠償がなされると見込まれること、これまで交通違反の前歴以外に前科前歴がないこと、姉が出廷し、社会復帰後の被告人の監督を誓っていることなど被告人のために酌むべき事情を最大限考慮しても、実刑は免れない。

よって、主文のとおり判決する。

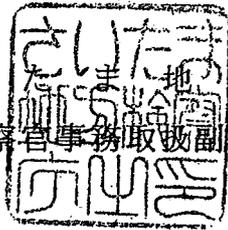
(求刑 懲役4年)

起 訴 状

平成21年 3月30日

さいたま地方裁判所 殿

さいたま地方 検 察 庁  
検 察 官 事 務 取 扱 副 検 事



鈴木 繁 和

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本 籍 [Redacted]  
住 居 [Redacted]  
職 業 [Redacted]



勾留中

伊勢崎 友信

公 訴 事 実

被告人は

第1 平成21年2月20日午前6時20分ころ、中型貨物自動車を運転し、さいたま市中央区桜丘2丁目2番14号先の交通整理の行われていない交差点を戸田市方面から富士見市方面に向かい左折進行するに当たり、同道路左側には側道が設けられていたから、同側道を進行してくる自転車等の有無に留意し、その安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、同側道を進行してくる自転車等はないものと軽信し、同側道を進行してくる自転車等の有無に留意せず、その安全を確認しないまま漫然時速約10ないし15キロメートルで左折進行した過失に

より、折から同側道を戸田市方面から進行してきた太田まり子（当時72歳）運転の自転車を左前方約3.8メートルの地点に迫って認め、急制動の措置を講じたが間に合わず、同自転車に自車左前部を衝突させて同人を同自転車もろとも路上に転倒させ、よって、同人に重症頭部外傷等の傷害を負わせ、同日午前8時39分ころ、同区上落合8丁目3番33号さいたま赤十字病院において、同人を前記傷害により死亡させた

第2 前記日時・場所において、前記のとおり、車両を運転中、太田まり子に傷害を負わせる交通事故を起こし、もって自己の運転に起因して人に傷害を負わせたのに、直ちに車両の運転を停止して前記太田を救護する等必要な措置を講じず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった

ものである。

#### 罪 名 及 び 罰 条

第1 自動車運転過失致死

刑法211条2項

第2 道路交通法違反

同法117条2項、1項、119条1項  
10号、72条1項前段・後段

## 平成 21 年(わ)第 474 号 調書判決

宣告日 平成 21 年 6 月 9 日 平成 21 年 6 月 24 日 確定

裁判所 さいたま地方裁判所第 5 刑事部

裁判官 西野 牧子

検察官 河本 岳大

罪名 自動車運転過失致死, 道路交通法違反

被告人

本籍 (非公開)

住居 (非公開)

職業 (非公開)

氏名 **伊勢崎 友信**

年齢 (非公開)

判決主文

**被告人を懲役 2 年 6 月に処する。**

未決勾留日数中 40 日をもその刑に算入する。

罪となるべき事実の要旨

起訴状記載の各公訴事実と同一であるから, これらを引用する。適用した罰条

1 罰条

刑法 211 条 2 項本文, 道路交通法 117 条 2 項, 1 項, 72 条 1 項前段, 119 条 1 項 10 号, 72 条 1 項後段

2 科刑上一罪処理 刑法 54 条 1 項前段, 10 条

3 併合罪加重 刑法 45 条前段, 47 条本文, 10 条

4 未決勾留日数の算入 刑法 21 条

5 訴訟費用 刑事訴訟法 181 条 1 項ただし書

量刑の理由 別紙のとおり

平成 21 年 6 月 24 日

さいたま地方裁判所第 5 刑事部

裁判所書記官 山中宏之

裁判官 西野牧子

- 1 -

別紙

(量刑の理由)

1 本件は, 被告人が, 中型貨物自動車を運転中夕進路の安全確認を怠り, 被害者運転の自転車

に自軍左前部を衝突させるなどし、重症頭部外傷等の傷害を負わせて死亡させた自動車運転過失致死及び、その際、救護・報告義務を怠っていわゆるひき逃げを行った道路交通法違反の事案である。

2 自動車運転過失致死の犯行については、被告人が進行していたのは、見通しのよい道路であったところ、被告人は、交差点を左折進行するにあたり道路左側側道の安全確認という自動車運転者としての基本的な注意義務に違反し、同側道を進行していた被害者運転の自転車に自車を衝突させたものであり、その過失の程度は高く、一方的なものであること、被害者は重症頭部外傷等の傷害を負い、その日のうちに死亡するに至ったのであって、生じた結果は取り返しのつかない重大なものであること、突然にその生命を奪われることとなった被害者自身の無念さはもとより、残された遺族の悲しみや嘆きは大きく、法律に従った適正な処罰を望んでいる。

3 救護・報告義務違反の犯行についてはいうまでもなく卑劣で身勝手なものであるところ、被告人は、事故を起こしてから降車し、被害者の状態を確認した時の状況からして間違いなく重傷あるいは死亡などの重大な結果が生じたであろうと認識していたにもかかわらず処罰をおそれてその場から立ち去っており、被告人の規範意識の欠如は著しく、厳しい非難を免れない。

また、事故現場から立ち去った後、できるだけ多く稼ごうと考えてトラック運転手として稼働し続け、現場を通りかかって死亡事故の看板を見るなどしてもなお警察に出頭することなく逃亡を続けていたもので、犯行後の情状も極めて悪い。

- 2 -

4 以上によれば、被告人の刑事責任は相当に重い。

5 そうすると、被告人は逮捕後は本件各犯行を認めて被害者遺族に対して謝罪文を書き、当公判廷においても反省の弁を述べていること、犯行後、降車した際、第二事故の発生を防止するため被害者や被害者が運転していた自転車を移動させたこと、本件によりこれまで約3か月間身柄を拘束されたこと、妻と離婚し、勤務先を退職するなど一定の社会的制裁を受けたこと、今後、被告人運転車両に付された対人賠償無制限の任意保険からしかるべき賠償がなされると見込まれること、これまで交通違反の前歴以外に前科前歴がないこと、姉が出廷し、社会復帰後の被告人の監督を誓っていることなど被告人のために酌むべき事情を最大限考慮しても、実刑は免れない。

よって、主文のとおり判決する。(求刑 懲役4年)

- 3 -

## 起訴状

平成 21 年 3 月 30 日

さいたま地方裁判所 殿

さいたま地方検察庁 検察官事務取扱副検事 鈴木 繁和

下記被告事件につき公訴を提起する。

### 記

本籍 (非公開)

住居 (非公開)

職業 (非公開)

拘留中

伊勢崎 友信

(非公開)

### 公訴事実

被告人は

第 1 平成 21 年 2 月 20 日午前 6 時 20 分ころ, 中型貨物自動車を運転し, さいたま市中央区桜丘 2 丁目 2 番 14 号先の交通整理の行われていない交差点を戸田市方面から富士見市方面に向かい左折進行するに当たり, 同道路左側には側道が設けられていたから, 同側道を進行してくる自転車等の有無に留意し, その安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り, 同側道を進行してくる自転車等はないものと轻信し, 同側道を進行してくる自転車等の有無に留意せず, その安全を確認しないまま漫然時速約 10 ないし 15 キロメートルで左折進行した過失に

- 1 -

より, 折から同側道を戸田市方面から進行してきた太田まり子(当時 72 歳)運転の自転車を左前方約 3.8 メートルの地点に迫って認め, 急制動の措置を講じたが間に合わず, 同自転車を自車左前部を衝突させて同人を同自転車もろとも路上に転倒させ, よって, 同人に重症頭部外傷等の傷害を負わせ, 同日午前 8 時 39 分ころ, 同区上落合 8 丁目 3 番 33 号さいたま赤十字病院において, 同人を前記傷害により死亡させた

第 2 前記日時・場所において, 前記のとおり, 車両を運転中, 太田まり子に傷害を負わせる交通事故を起こし, もって自己の運転に起因して人に傷害を負わせたのに, 直ちに車両の運転を停止して前記太田を救護する等必要な措置を請じず, かつ, その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかったものである。

### 罪 名 及 び 罰 条

第 1 自動車運転過失致死 刑法 211 条 2 項

第2 道路交通法違反

同法 117 条 2 項, 1 項, 119 条 1 項 10 号, 72 条 1 項前段・後段

- 2 -

Heisei 21 (Wa) 474 Written Judgment by the trial record

20090609 sentenced, 20090624 final and binding

Saitama District Court 5th Criminal Division Judge Nishino Makiko

Prosecutor Kawamoto Takehiro

applied penalty articles : Penal code article 211, Road Traffic Act article 117, etc.

defendant Name : Tomonobu Isezaki

main text

The accused shall be in prison for two and half years.

Reasons for the judgment

The facts are the same as the indictment.

The carelessness he overlooked and killed the victim when turning left is Negligence in the Pursuit of Social Activities under Article 211 of the Penal Code, and a violation of the Road Traffic Act for escaped without fulfilling his immediate rescue duty.

Although it's extremely vicious, his remorse is also remarkable, so I judge like the above.

June 24, 2009

Saitama District Court 5th Criminal Division

Court clerk Hiroyuki Yamanaka

Judge Makiko Nishino

- 1~3 -

## Indictment

20090330

To Saitama District Court

From Saitama District Public Prosecutors Office, Sub Prosecutor, Shigekazu Suzuki

Defendant : Tomonobu Isezaki

### Arrestment fact

1st The accused was driving a medium-sized truck on National route 17, forward Toda City to Fujimi City.

At around 6:20 am on 20090220, when he turning left at the intersection at 2-2-14 Sakuragaoka, Chuo-ku, Saitama City, he overlooked Mariko Ohta's bicycle, which came on the side road from behind, he applied the brakes, but couldn't make it in time, and with 10 ~ 15 km/h, both collided and the bicycle overturned.

he carried Mariko Ohta from center to corner of the street, and she looked fatal injured, but he was afraid to lose his job for this accident, so he escaped without doing statutory obligations, such as emergency calls and rescue measures.

Mariko Ohta died at the ambulance hospital at around 8:39 am on the same day due to a serious head injury.

### Offenses and penalties

1st "Negligence in the Pursuit of Social Activities" Penal Code Article 211

2nd Violation of the Road Traffic Act Article 117, etc.

太田まり子

死亡ひき逃げ

容疑者を逮捕

さいたま、画像決め手

さいたま市で2月に起きた死亡ひき逃げ事件で、浦和西署は13日、同市西区三橋6丁目、トラック運転手伊勢崎友信容疑者(49)を自動車運転過失致死と道交法違反(ひき逃げ)の疑いで逮捕した、と発表した。防犯ビデオに映ったトラックの画像が決め手になったという。

同署によると、伊勢崎容疑者は2月20日朝、同市中央区桜丘2丁目の国道17号交差点で、トラックで左折する際、自転車の同区上降2丁目、アルバイト太田まり子さん(72)をはねて死亡させた疑いがある。

同署は現場近くの飲食店の防犯ビデオを解析。事故の時間帯に映っていたトラックの車体の特徴から割り出したという。同容疑者は「死亡したかとも思ったが仕事を失うのが怖かった」と話しているという。

平成21年

さいたま新聞より

2月22日 22日付

日  
00

太田まり子

車

2016.6.06

さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県警本部長 殿

## 捜査要求

警視総監宛 2009.1.18 付一般書留

お問い合わせ番号 107-36-35304-0

(1/20 付配達証明書有)タイトル「被害届」に関して

はその冒頭で書面による回答を要求し、

その回答期限を一ヶ月後と指定したにもかかわらず、

未だ何の連絡も無く、しかもその回答期限の当日、

叔母の太田まり子がさいたま市で変死した。

これは実態は私に対する脅迫の為の殺人であり、

埼玉県警が交通事故を偽装したものである。

これについては叔母の死の直後に本部から指示された

東村山署の「沢田さん」を訪問し、被害届の内容を一か

ら説明し、併せて強迫殺人であることを力説した。

それにもかかわらず今日まで一切何の連絡も無い。

各県警が組織一丸となって行ったこの未曾有の巨大不祥事

につき、貴職の見解を問う。

群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 今井 豊

20181015 今井豊

2017.5.1 10:56 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から浦和西署(埼玉県さいたま市中央区上峰3丁目4-1)ニイムラへの通話の録音の反訳書

(交換手) 浦和西警察署電話交換です。

(私) もしもし、ええと、今井と申しますけども、ええ、監察室お願いします。

(交換手) 浦和西警察署なんですけども、な、何の関係ですかね？

(私) ええと、殺人事件の関係です。

(交換手) の、うんと、の、どういった関係ですか？

(私) ええと、当時の、ええ、あ、2009年の2月20日に、私の叔母である、太田まり子さんが変死してるんですよ、その件についてです。

(交換手) はい、少々お待ち下さい。

(私) はい。

(ニイムラ) もしもし、お電話代りました、あの、刑事課のニイムラといいます。

(私) あ、はい、お世話になります。

(ニイムラ) お世話になります、ええと、2009年の、

(私) 2月20日

(ニイムラ) 2月20日ですか、2月20日、すいません、ええと、ええ、お名前よろしいですか？

(私) ええと、その、亡くなった人ですか、はい、太田まり子。

(ニイムラ) 生年月日教えてください。

(私) ああ、それはちょっと調べないとわかんないんですが。

(ニイムラ) ああ、そうですか、それで何が知りたいですかね？

(私) はい、その、し、死亡はですね、ええ、一ヶ月近くなって轢逃げ犯人、伊勢崎よういちというのが捕まったんですけども、あ、友信、伊勢崎友信、

(ニイムラ) とものぶ、はい、

(私) ええ、これはあの、実態は殺人を交通事故に偽装したものだと思われています。

(ニイムラ) ええ、ええ

(私) その偽装の方法は、まず、この最初の

(ニイムラ) ごめんなさい、この電話は警察に対して初めてですか？

(私) はい。

(ニイムラ) あ、そうなんです。ええと、大田様のお父様か、何、お父様でいらっしゃいますか？

(私) ええと、その亡くなった人は、私の父の実の妹です。

(ニイムラ) あ、お父さんの、ええ、妹さんなんです。ああ、ちょっと待ってくださいね、ちょっと今、検索してみますので、ちょっと

(私) あの、もしもし、検索の前に、申し上げたいことを言わせてください。

(ニイムラ) あ、わかりました。

(私) その叔母の死が偽装だと思われるのは、まず死亡の態様がですね、あの、ま、歩道上

で、頭だけほぼ陥没で即死の状態だったそうなんですけども、

(ニイムラ) ああ

(私) で、あの、手足も乗ってた自転車もほぼ無傷だったと聞いてます。

それでどうして、トラックの左折による轢逃げになっているのか、が非常に不審です。

(ニイムラ) ああ

(私) それと、その亡くなった日は、私が警視庁に被害届を出して、そこに一ヶ月以内に回答をくれと言った、その回答期限の当日なんです。

(ニイムラ) ええ、ええ

(私) ですから私に対する、その被害届の隠蔽を狙った、意図した、脅迫殺人であることが強く推定されます。

(ニイムラ) ああ

(私) それを、

(ニイムラ) ええ

(私) たぶん、その検視に立ち会った人

(ニイムラ) ええ

(私) が偽装してますね、交通事故に。死亡の所見を偽装していると思われれます。

(ニイムラ) ちょっとお待ち下さい。2009年ですよ。ちょっと待ってくださいね。じゃ、交通事故で、っていうな形で終わっているんですね? 当時。

(私) はい、

(ニイムラ) ああ

(私) それで、たぶん変死としても扱われてないんだと思います、最初から。

(ニイムラ) あー、なるほど。

(私) だから死体検案書が存在するのかどうか。

(ニイムラ) ああ、ちよっ、平成21年ですよ?、

(私) はい、あ?

(ニイムラ) 平成21年ですよ? 今ちよっ、ちよっお待ち下さいね、21年、んん、で、申し訳ないんですけどもう一度確認で、当時、交通事故で亡くなられているというような結果を受けてる、ということよろしいですよ?

(私) はい。

(ニイムラ) あ、わかりました。そしたらですね、ちよっあの、交通の方に確認しますんで、ええと、お電話番号よろしいですか?

(私) はい、090-3087-1577。

(ニイムラ) ごめんない、8577ですか?

(私) あ、1

(ニイムラ) 1577ですね?

(私) はい。

(ニイムラ) お名前よろしいですか?

(私) いまい、ゆたか

(ニイムラ) 下の名前は?

(私) ゆたか です。

(ニイムラ) イマイユタカさんですね? わかりました、じゃちょっと確認して、あの、たぶん交通の方で扱ったんだと思うんですよ。

なんで、ちゃんとあの、折り返ししますんで、ちょっとお待ち下さい、一旦切らせていただきます。

(私) はい、宜しくお願いします。

(ニイムラ) ええ、すいません。失礼いたします。

以上

20181015 今井豊

2017.5.1 12:39 浦和西署(埼玉県さいたま市中央区上峰3丁目4-1)ナガセから私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)への通話の録音の反訳書

(ナガセ) ええと、どういう件でしょうかね? さきほど、警察官の方に、なんかあの、ええ、捜査をしたか確認したいってゆうことで、ええ、お電話いただいたということなんですけども。

(私) はい、あの、すいません、ちょっと、すいません、最初んところ、ちょっと聞きそびれたので、えと、お名前と部署をもう一度お願いします。

(ナガセ) じゃ、ゆっくり言いますね。浦和西警察署、ここは大丈夫ですか?

(私) はい。

(ナガセ) あの、交通課・事故捜査の係、事故捜査係

(私) 交通課ですか?

(ナガセ) ええ、事故係ね、事故捜査係

(私) ええ、わかりました。そうする

(ナガセ) ナガセっていいいます。

(私) はい、はい。要するにあの、2009年の

(ナガセ) 2009年、ええと、平成21年の話ですよ? 21年の交通事故の関係ですね? はい、

(私) 2月20日の太田まり子さんの死亡についてなんですけど、

(ナガセ) ええ、

(私) はい、あのう

(ナガセ) お宅さんは、どういう関係なんですかね?

(私) 私はあの、ええ、実の父の妹が、その亡くなった人なんですけど、

(ナガセ) 実の

(私) ですから、甥ですね。

(ナガセ) 甥っ子さん? ああと、ええと、ととえと、太田まり子さんからみて、お、あの、甥っ子さんということですね?

(私) そうです。

(ナガセ) あ、ええ、はいはい。それで、ど、どういう件ですかね? どういうあれですかね?

(私) ええと、まず、亡くなった日がですね、

(ナガセ) ええ、

(私) 私があろう、被害届に対して、あの、回答期限を設けた、その回答期限当日であること

(ナガセ) はい? 亡くなった日が?

(私) はい、あ、要するに、あの、私に対する、あの、脅迫の為の殺人である、という前提でお話してますが、

(ナガセ) 脅迫である? 殺人? ん? あの、いまいゆたか さんの?

(私) はい、私が、あの、警視総監宛に被害届を出しまして、

(ナガセ) えと、被害届、はいはい、

(私) それが着いたのが1月20日なんですよ。

(ナガセ) な、な、ん、脅迫の関係ですか？

(私) いや被害届、いや、脅迫じゃなくてネット犯、ネット侵、ネット被害ですね、広範な。あの、被疑者多数による、

(ナガセ) ひ、被疑者多数によるネット被害？

(私) はい、それを、ま、被害届として届出たんですが、

(ナガセ) それはいつ、いつですか？ その亡くなった、

(私) はい、一ヶ月前です。

(ナガセ) 一ヶ月前、あ、そ、事故とは関係ないんですかね？ そうすると、

(私) (苦笑)いえいえ、だから、お話をさせてください。あの、その被害届に、ま、対応方針を一ヶ月以内に回答くださいということで回答期限を設けたんですよ、

(ナガセ) はいはい、

(私) ところがその回答期限当日、というか今日まで何一つ、あの、お返事というか連絡いただいてないんですが、

(ナガセ) このネット被害というのは詐欺ですか？、それともなんか盗難とか、そういうあれですかね？

(私) いや肖像権の侵害です。それによって、あの、私はタクシー運転手だったんですが、たいへんな、あの、営業妨害を受けてまして、

(ナガセ) うん、

私) ま、そういった被害を書いたものが、あの、被害届だったんですが、

(ナガセ) それを出したっていうんですね？ 2000、ん、それがく、2009年

(私) 1月20日警視庁着。

(ナガセ) ん、警視庁で出したんですか？

(私) はい、東村山市に住んでたもんですから。

(ナガセ) あ、はいはい、はい、それで？

(私) で、そのちょうど一ヵ月後の応答日が、その叔母が亡くなった日なんですよ。

(ナガセ) ん、ひがしむ、警視庁の東村山？、ん、東松、ん、村山？、け、警察署ってのは？

(私) ええと、出したのは、警視総監宛に書留で出しました。それは、被疑者多数の為と、もう、冒頭に書いてあるんですけど。

(ナガセ) はあ、警視総監宛に、ええ、手紙を出した、と。

(私) はい、もうこれは

(ナガセ) ううん、難しい話になってきましたね。

(私) 首都圏全域に亘っていると判断したんで総監宛にしたんですよ、おおごとだと思いますと。

(ナガセ) そ、総監は受け取ってくれたんすかね？

(私) いや、それはわかりませんが、

(ナガセ) わか、うん、

(私) 宛名がそうになっている以上は受け取らなかったとしても結果責任問われますよね。  
まあ、それはいいんですけど、それはいいんですが、あの、要するにそういう状況なんで、私としては、ええ、その被害届の隠蔽を目的とした、その、私への脅迫を狙った殺人であると、あの、叔母の死は、

(ナガセ) ん?

(私) 判断してます。で、その根拠はまた別にありまして、死亡直後の態様なんですね。態様が、

(ナガセ) うん。

(私) ず、頭部だけ陥没してまして他に目立った外傷が無かったと、で、乗っていたはずの自転車もほとんど無傷でした、と。それで左折の際に、トラックによって引っ掛けられた、あの、轢逃げだとするのはおかしいと思います。

(ナガセ) うん。

(私) で、死んでた場所も歩道上ですから、跳ね飛ばされたんだったら他にも外傷ができるだろうし、自転車も壊れるだろうし、

(ナガセ) うん。

(私) 非常におかしな死に方をしてるんで、

(ナガセ) うん。

(私) まず最初、そもそも変死として扱われたのか、死体検案書は存在するのかが知りたい。

(ナガセ) ああ。

(私) たぶん存在してない、最初から、検視した人が変死として扱ってない、もう握り潰しているんだと思います。そうゆう

(ナガセ) ネットと交通事故の関係ってのは、あの、また違うんですね? そうすると。

(私) 交通事故にされたのは、あの、だから、伊勢崎友信というその轢逃げ犯人が、轢逃げ犯人と言われている方が、本当に関わっているかどうかすら私は疑ってます。

(ナガセ) ううん。

(私) 正犯、正犯・共犯は他に存在するんじゃないかと。

(ナガセ) ああ、

(私) たぶん実態は複数犯による撲殺だと思います。

(ナガセ) 毒殺?

(私) 撲殺

(ナガセ) あ、撲殺、ああ、複数犯による撲殺・・・

(私) はい、あの、一人が前方で叔母の注意を惹きつけて、もう一人が後から、あの、バイク様のものでガツンと一撃で葬ったと考えてます。

(ナガセ) ああ、なるほどね。

(私) 少なくとも二人は居るだろうと。

(ナガセ) 二人、二人、二人が、一人が惹きつけて、後から、あの、もう一人が、あの、パ

イプで、鉄パイプで、あの、殴り殺したと。

(私) はい、私の推測ですね。

(ナガセ) ああ、推測でね、

(私) はい、で、今、捕まっている伊勢崎さんという人は、たまたま通りかかった、映って、ビデオに映っていたトラックを、まあ、犯人になってもら、仕立て上げただけかもしれないと思っています。

(ナガセ) ああ、その乗っていたと思われる人は、運転者は、本当は無実で、

(私) はい、雇われ犯人の可能性がります。

(ナガセ) 雇われ犯人、仕立てて、その、なんだ、その、犯人ということで仕立てられたと。

(私) はい、もしトラックがそのへんに止まったんだとすれば、まあ、あの、目隠しの為に使ったんだと思います。

(ナガセ) ううん、まあそのへんはちょっとそのへんおい、あれなんですけど、うちのほうはね、ま、結果的に内容についてはですね、捜査の内容については、もう裁判が終わってますし、刑もあの、それ執行されてですね、あの、内容的には細かいことは言えないんですけども、うん、あの、その交通事故関係についてはですね、うちの方は終結してるので、

(私) ううん、ま、ただ、

(ナガセ) 捜査の内容について、

(私) はい、

(ナガセ) その撲殺だとかそういうのについては、ちょっとうちの方ではちょっと判断しかねないんですけども、適正な捜査を、充分な捜査をしてですね、ええ、たぶんあのご遺体もですね、ちゃんと、あの、調べてですね、それで、あの、その、凶器、凶器かなんかわかんないんですけど、車のね、そういうのと全部調べた上でそういうことでやってる。結果的には、あの、裁判官がですね、それが、これ撲殺じゃないか、とかそういうふうにならね、そういうふうになれば変わってきますけども、それはずっとあの裁判所、検察庁と裁判所の方ですね、全部通ってるような事件だと思しますので。

(私) まあ、裁判官は死体検案書を信じるほかないですよ？ 自分で主体的に捜査するわけには行かないんだから。

(ナガセ) うん、それはあの、書類とかそういうの全部ですね

(私) **だから、書類はその、死因の所見欄を、あの、意図的に誤って書いたら、そのまま通っちゃいますよね？**

(ナガセ) まあ、医者が誤って所見を書くとか、そういうのはちょっとなんとも言えないんですけども、それは、あの、うちの方で、あのう、当時ね、私は当時は、その捜査はしてないんですけども、あの、通常ですね、あの、その、事故としては、今回ののは、あの、し、ま、死亡のですね、ひき逃げ事件として、あの、捜査本部を立ち上げてですね、たぶんやっていたと思うんで、それはね、うちの方の捜査だけじゃなくて本部の方も全部巻き込んでやりますので、あの、そのへんはちょっと、こちらの方で信用してほしいんですよ。

(私) ううん、ま、最初の事故の態様は明らかに変死なんですね、あの、ま、た、通夜に立ち会った親戚の話でも。

(ナガセ) だからそれは証拠を全部付けてやっていますので、でない、こちらが仕立て上げたという証拠がですね提示されてもですね、裁判所の方で、あの、裁判とかね、本人の供述とかね、そういうのを全部ですね、全部ひっくるめてやっていますのでね、

(私) ええ、ですから、あの、

(ナガセ) 同意できなければですね、

(私) ええ、あのう、まず死体検案書の偽造の可能性があると、その検案書そのものを作る必要が無い、要するに、最初から交通事故としようとして握り潰していた、という可能性もあると思います。

(ナガセ) うん、それは全部両面からですね、やっていますのでね、事件か事故かというの  
は最初からそうゆうので、あの、広くやっていますのでね、後々はうちの方でどっちか、あの、判明する、後は目撃者とかそういうのがね、あの、証拠ですね、あればどんどんどんどんそういうので、あの、裏付やっていくという形になりますのでね。

(私) それを調べ直してもらおうとすると、まずは監察室になりますか?

(ナガセ) うん、調べ直すことはたぶん、もう終結してて、刑も決まってて、刑も終了して  
ますので。

(私) いやいや、あの、それは、そこはあの、殺人だということになると、あの、時効無し  
で再捜査が可能ですよ?

(ナガセ) そのへんはなんとも言えないですけども、そのへんはね、そのへんはもうあれ、  
再判、あの、憲法でもそういうね、あれがありますのでね。

(私) はい、で、なんで私が今頃言うかと言うと、それまでは脅迫下の心裡留保という状態  
にありましたので、別に今更どうのこうのと言われる筋合いは無いと思います。

(ナガセ) うん。

(私) 私はひ、あの、脅迫されている本人ですから。

(ナガセ) うん、脅迫はちょっと、そっちのほうはちょっと何とも言えないんですが。

(私) その意図があるかどうかはわかりません、あの、警察にその意図があるかどうかは正  
直わかりませんが、隠蔽の動機はある。

(ナガセ) ま、それはちょっと何とも言えないですけどね、こちらも適正に捜査しておりま  
すし、それにしたがってこちらの方で精査やったと思いますので、こちらの方でね、隠蔽と  
かね、何とかってのは、

(私) ただ、少なくとも言えるのは、テレビドラマによくあるような、あの、死体、「死体  
を晒して無言の回答とする」という、あの、シチュエーションがまさにぴったりはまるシチ  
ュエーションなんで。

(ナガセ) テ、テレビドラマは参考にしてもいいんですけど、テレビじゃなくてこれは、ほ、  
本当のあれでやっていますのでね、うん、そのへんはちょっとテレビ、テレビを参考にして  
もらっても、これ困るんですけどね。

(私) (苦笑)ま、あの、現実に捜査された部署にうかがっても、まあ、そういうお答えにな  
るだろうな、とは思いますが。

(ナガセ) ただ、こちらの方としては、もうあの、私はちょっとタッチしてないんで何とも

言えないんですけども、当時ね、あの、別にあの、警察の方でね、そういうあの、たぶん大きな事件としてね、たぶん、この、その年の一つの大きな事件として、署で全部でやっているとしますのでね、その辺はあの、こちらのほうで事件判断とかそういうのはね、全部、殺人かそや、最初のた、あれはわかんないんですけども、捜査してたらそういう事故だっているのがね、明らかになって、あの、それを全部ね、突き合わせして、あの、裏付も取っておりますので、

(私) うんと、そうすると、あの、ま、これ以上捜査し直すことは、余地が無いということですか？

(ナガセ) そうですね、うちの方で言えるのは、あの、もう、あの、事件としてやって、あの、終わってますし、ええ、裁判も通って、あの、全部刑も執行して、それは終了してますので。

(私) えと、すみません、質問は戻りますが、死体検案書はあるんですか？

(ナガセ) 検案書？ いや、わかんないですよ、こちらの方で手元に書類はありませんので、もう。

(私) ということは、調べ終わっていると言っても、何も調べてらっしゃらないような気がするんですが？

(ナガセ) なにがですか？ 調べ、内容については、そちら甥っ子さんかどうかわかんないですけども、電話じゃお答えもできませんしね。ええ、誰が、私は、その方の旦那ですよって言われても、身分を確認してない方についてはこちらの方もね、あの、そんな詳しいことも言えないし、それお答えすることでもありませんので。

(私) 身分はいくらでも確認していただいて構わないんですが、免許証番号

(ナガセ) 電話じゃちょっと確認ははできませんよね、どちらにしても、

(私) (苦笑)遠方なんで、そこまで出向くのもなかなか大変なんで、

(ナガセ) 私が、私は、あの、太田さんの兄ですよって言われれば、ああそうですかとしかこちらのかたれない、ま、ご照会のあった件については電話じゃですね、あの、弁護士であろうとですね、あの、誰であろうとこちらの方ではお答えはできかねます、ってことしか言えないんですよ。

(私) なるほど、それ

(ナガセ) 通常の捜査はしてますよ、ってそういうことですね。

(私) わかりました、

もうしわけないんですけど、これ以上のことはあれなんですけどね。

(私) とりあえず、お答えいただいただけでも、あの、ええ、あの

(ナガセ) ただ、あの、甥っ子さんと信じて私は誠意、一応お答えしているんであって、一応身分も確認してない方にその細かい話とかね、あ、じゃない、検案書がどうのこうのつつつても、こちらの方でお答えしろつつつても、逆に貴方が警察官だって、そうゆう問い合わせが来た時に、本当で、本当に貴方は甥っ子さんですか、と思ったりわかると思うんですよ。私の気持ちもね。

(私) んん、わかりました。あの、もちろん、結果に納得できるわけではないですが、ひと

AⅡ-甲4号書証 前橋地裁 平成30年(ワ)第413号 慰謝料請求事件

まずお返事いただいたことに対して、ありがとうございます。

(ナガセ) いえとんでもないです。もし何かありましたら、私あの、先ほど言ったナガセと申しますので、ええ、宜しくお願ひ致します。

以上

20181015 今井豊

2017.10.02 11:35 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から埼玉県警本部(埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号)相談センター・カクタへの通話の録音の反訳書

(私) もしもし、

(カクタ) はい。

(私) ええ、それでは、ええ、この電話は重大な犯罪の捜査を要請するものです。

(カクタ) はい。

(私) はい、告訴状の証拠とするつもりなので、責任ある立場の人に聞いていただきたいのですが。

(カクタ) うう、いずれにしろこちらは私の方でお話をうかがう形になってしまうので。

(私) ええ、お話をうかがって、私の名前は今井豊です。

(カクタ) はい。

(私) 名前を言っただけでわかると思うんですが？

(カクタ) ああ、すみませんちょっと名前だけでは、もうしわけございません、わからないんですけども。

(私) あ、さようですか、

(カクタ) はい。

(私) はい、ええ、では概要を申し上げます。ええ、2009年、あ、あの、この電話は、記録していただいて結構です。こちらも録音しておりますので。

(カクタ) ああ、もし、すみません、録音は、すみません、あの強制ではないんですけども、もしあれでしたら避けていただきたいと思うんですけど。

(私) 避けられるはずがないですね。

(カクタ) は、そうですか、はい。

もしご遠慮願えればと思いますので、それだけはお伝えさせていただきます。

(私) ええ、2009.2.20の、さいたま市における、私の叔母の太田まり子の死因、これはあの、ええ、一ヶ月近く経って轢逃げとして処理されております

(カクタ) はい。

(私) が、実際は、真相は撲殺、殺人だと思われます。

(カクタ) あ、はい。

(私) そう思う理由はたくさんございますが、はい、遠方でもあり、長電話は避けたいので、折り返し電話いただきたいんですけども。

(カクタ) たいへん申し訳ございません。

こちらから折り返し電話するという事はしておりませんので、あの、ご了承ください。

(私) でしたら監察室におつなぎいただきたいのですが。

(カクタ) あ、あの、さきほどお伝えした答えの通りですので、こちらでお話をうかがう形になります。

(私) では、私の身分はいくらでも確認していただいて結構ですので、そちらも再度、あの、ご身分を明かしていただけますか？

(カクタ) 私は相談センターのカクタと申します。

(私) はい、では先ほどのように、申しあげたように、交通事故に偽装した殺人が行われていると思われま。

(カクタ) はい。

(私) はい、それを再捜査ねがいたいのですが、具体的な偽装の方法は、解剖した医師が、虚偽診断書等作成罪をおかしています。死因の所見欄の虚偽記載をしております。また、関わった司法警察員が捜査において、故意に犯罪捜査規範もしくは検視規定に違背することによって、この両者が連携して偽装を行っております。おわかりいただけましたでしょうか？

(カクタ) ええ、概要はわかりますけど、すみません、どこを、どの点を捉えて、というのが全くわからないので、

(私) どの点とは？

(カクタ) その2009.2.20に叔母の太田まり子さんが轢逃げされたということはわかりました。

それで撲殺されているというふうにおっしゃるんですけども、ううん、そのまず理由を、すみません、たいへんもうしわけないんですけど、ううん、数年経っている今、お話されているという、まず理由がわからない、ということですね。

(私) あ、それはずっと脅迫下の心裡留保状態にありました。脅迫、あの、恐ろしくて、言い出せなかったもんで。

(カクタ) 何が恐ろしいんですか？

(私) 何って、あの、脅迫殺人だからです。私への脅迫だからです。この殺人が。

(カクタ) 私への脅迫？

(私) はい、あのう、私が警視庁に、その一ヶ月前に、被害届を提出しまして、そこで回答期限を設けてたんですが、その回答期限日の当日の死亡だからです。

すなわち状況的に、蓋然性として、殺人が強く推定される状況です。

その脅迫の目的は言うまでもなく、被害届の隠蔽です。そう思うのが普通ですよ？

(カクタ) う、すみません、ちょっと、おっしゃっている内容が、意味がわからないんですけども。

(私) いや、わからない方がおかしいですね。

(カクタ) はい？

(私) わからない方がおかしいです。

(カクタ) わからない方がおかしいですか？

(私) はい、故意にわかろうとしないんじゃないですか？

(カクタ) そうですか？

(私) 蓋然性を考えてください。回答期限日に、叔母が死ぬ確率ほどのぐらいたと思います？  
9999/10000の可能性が起ってるわけです、現実的に。

(カクタ) はあ。

(私) それでおわかりいただけましたでしょうか？

(カクタ) すみません、ちょっとわからない、ってのが答えになるんですけど、次の質問

をさせていただきます。で、うう、その撲殺されたその理由なんですけれども、

(私) あの、まず直後の態様が変死であり、およそ交通事故ではないんですよ、で、解剖も実施されてる、ますんで、これはおそらく司法解剖だと思います。

当初、司法警察員は変死と判断して解剖を依頼しているわけです。

(カクタ) はい。

(私) はい、で、あわせて回答期限当日に亡くなってるっていう状況は、「この死体が無言の回答である」という、ま、ドラマの設定のような無言の脅迫の意図である可能性が極めて高いですよ?

で、ええ、直後の態様が変死でして、交通事故として当たり前の物証が出ていない、当初は交通事故らしいことは何も言ってなかったらしいです。

それから、さい、ええ、左折の巻き込み、トラックによる左折の巻き込み事故のはずなんです、頭部以外に目立った外傷が無く、頭部だけが陥没でほぼ即死だった、しかも乗っていた自転車も本人の手足もほぼ無傷である、これでさつ、左折の巻き込み事故というのは極めておかしい、不審です。

まだまだ更にありますが、申し上げますか?

(カクタ) そうですね、いずれにしろこちらの方には、警察本部の方に電話をいただいているんですけども、ううん、その、事件の再捜査という形になると、これは、うん、さいたま市の、うん、どちらで被害に遭われたんですか?

(私) どちら? どちら? それはあの、処理した、あの、浦和西署に確認してください。

(カクタ) 浦和西署が対応してるんですか?

(私) はい、さいたま市内の国道17号交差点です。

(カクタ) 17号交差点での被害なんですか?

(私) はい。

(カクタ) はあ、であると、うん、再捜査はあくまで浦和西警察署への要望になりますので、こちらではないので

(私) そんなのはとっくに当たっております。それじゃ、犯人に、あの、差戻しているのと同じ事でしょう? それでは、は、捜査が進まないんで監察室を指定しているんですが、堂々巡りにさせたいのはわかりますが。

それとも直接、公安委員会に連絡したほうがよろしいんでしょうか?

(カクタ) ま、警察への対応について、苦情であれば公安委員会でいいんですけど、

(私) あの、苦情のはずがないでしょう? 内容は。殺人、殺人を偽装しているって言うてるんですよ、

なにが苦情なの? ふざけたこと言ってんじゃないよ。

(カクタ) で、殺人を偽装しているって言うんですけども、

(私) はい。

(カクタ) その、ううん、検案書自体を改造、ああ失礼、変造してるってことですか?

(私) だから所見欄を虚偽記載してるってことです。先ほども申しましたね、それは。

(カクタ) で、その所見欄については、うう、具体的には何て書いてあるんですか?

(私) (苦笑)いや、それを調べるのがそちらの立場でしょう？

(カクタ) はい？

(私) それを調べるのがそちらの立場でしょう？ お仕事でしょ？

(カクタ) いえいえ、ええと、その、お手元にあるわけですよね？ 今井さんの方に。

(私) いや無い、無いですよ、私は遺族でもないし、そんなもの持っているわけがないでしょう。

私の推測で話しています。

(カクタ) あ、推測で話してるんですか？

(私) 捜査機関でもないのに、しょ、推測するしかないでしょう？

(カクタ) え、う、すいません、所見欄に何て書いてあるかもわからないのに虚偽記載っていうふうに言われてしまうと、こちらは何とも申し上げられないんですね。

(私) じゃあ、それを提示してください、何と書いてあるのか。

(カクタ) すいません、今井さんのおっしゃっている根拠がわからないんですよ。

(私) (苦笑)根拠って？ いや、根拠はだから蓋然性として殺人が強く推定される状況だから調べ直してください、と言ってるんです。

(カクタ) だから、何をもって？ って言ってるんですよ。そこを指摘していただかないと

(私) あの、監察室と連絡を取りたいのですが。

(カクタ) だから、監察室にはおつなぎできませんよ、って一番最初にお伝えしておりますよね？

(私) あの、あなた、しょ、公務員職権濫用罪に直結するようなことをおっしゃってますけど。

(カクタ) 何が職権濫用罪なんですか？

(私) いや、何がって、当たり前前に、殺人の嫌疑を指摘されながら、それを意図的に無視しようとしてますよね？

(カクタ) ですから嫌疑を指摘されるなら、どこが、っていうのを指摘してください。

(私) どことは？ あ、じゃ、続けますね。続けますよ。

(カクタ) はい、どうぞ。

(私) ええ、通夜に立ち会った私の父を含め兄弟達は「妙な死に方だ」と口を揃えていました。

で、逮捕の決め手となったと言われる防犯カメラの映像を遺族に見していません。

公判でどういう公判が行われたか知らん、知りませんが、見せていません。

で、その映像も合成の可能性があります。

さらに、該当車両の運行記録を調べれば、現場付近で待ち伏せしていた状況がおそらくわかります。

タコメーターとかですね。

この轢逃犯自体は雇われ犯の可能性もあります。

しかし、少なくとも、その車両が実際かんれ、関係しているのであれば、運行記録を調べればわかると思います。待ち伏せしています。おそらく。

それから逮捕から約10日も経ってからの新聞報道も不審です。

おそらく検視の規定の一月を超えないよう、バックデートで交通事故に処理したものと思われる。

それから場所や時間帯からみて、当然居るべき目撃者が居ないことも極めて不審です。

金曜日の朝の8時台です。

おそらくは、殺人を実行しやすくする為に、事前に人払いが実施されていたと思われます。ですから証拠として、私の被害届提出前と後の該当交差点の横断者数のデータを比較すれば、たぶん、桁違いに、あの、数が違っていると思います。

この人払いが事実であれば、包囲網の存在を示唆しております。

この人払いは当然、殺人予備罪です。

とゆうか、事前に迂回していた人々は事前に殺人を知っていたということですので、当然、殺人罪の共犯になります。

それから、たとえ本当に交通事故だったとしても、百歩譲ってそうだったとしても、状況的に殺人である可能性は極めて高いですね。

で、この容疑者の携帯やパソコンなど、ネットのアクセス記録を調べれば、おそらくは、私に関するサイトに辿り着く、着けるだろうと思われます。

さらには、この容疑者の経歴を調べれば、警察と息、警察の息のかかった人間である可能性は高いです。

そういったところが不審点です。おわかりいただけましたか？

(カクタ) はい、お話されてるのはわかりました、はい。

(私) それが記録されてます。全部。

(カクタ) わかりました。はい。

(私) いや、わかりましたって、じゃあ、折り返し、なん、至急対応していただけるんですよ？

これ、警察による重大な犯罪です。道義的に責任が警察にありますからね。

至急対応して何らかの返事を下さい。

(カクタ) お答えができるかどうかの約束はできません。

(私) できなければ貴方、貴方を含めて…。責任ある立場の方に代わってください。

(カクタ) ですから私の方でお受けいたします。ただ、折り返しの

(私) どういう役職の方ですか？

(カクタ) 私はこちらの

(私) 組織を代表できる立場の方ですか？ 告訴状の被告人は県警本部長ですからね。

組織を代表できないのであれば、そういう立場の方に代わっていただきたい。

当然代っていただくべき状況なんですけども。

(カクタ) ご要望はわかりますけれど、私の方でお受けする形になりますので。

(私) だから、責任の取れない方が個人の責任として握り潰されるのは困ります。

(カクタ) こちらの方も窓口として受理しておりますので、あの、もうしわけないんですけども、こちらでお話をうかがう形になります。

(私) じゃ、至急対応をお願いします。私の名前は言いましたね?

(カクタ) そうですね。

(私) 連絡先、折り返しの電話番号を申し上げます。

(カクタ) はい。

(私) 090

(カクタ) はい。

(私) 3087

(カクタ) はい。

(私) 1577

(カクタ) はい。

(私) 以上です。

以上

Google マップを検索する

さいたま市, 埼玉県

Google ストリートビュー

3月 2023 他の日付を見る



平成 30 年 9 月 18 日

前橋地方裁判所 御中

## 訴状 A II

### 原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 fax0278-72-5353

### 被告

住所(送達場所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号  
埼玉県 同代表者 知事 上田清司 電話番号：048-824-2111

慰謝料請求事件

請求金額 10 万円

ちょう用印紙額 1 千円

### 第 1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し 10 万円を支払え(なお、今回は総額 100 兆円の一部請求です)
- 2 訴訟費用は被告の負担とする

### 第 2 請求の原因

埼玉県警・本部長、ニシムラ、カワセ、カクタらは警視庁と連携し、後述のように、極めて事件性の高い状況にありながらそれを認識せず、私の訴えを無視することにより私の通報による適正な手続を受ける権利の行使を妨害しました。

警視庁との関連については、訴状 A の通りです。

私は脅迫の被害者本人ですが、殺された太田まり子の遺族でも埼玉県民でもありません。

これらは脅迫を信じないこと、つまり私の当事者適格を認めないことによる事件の隠蔽です。

これらは私を人間扱いしない差別的取扱であり精神的に著しい屈辱を受けました。

また犯人達を野放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。

これらは彼らの公務員としての職権の濫用であり、故意または過失であり不法行為です。

よって、

①日本国憲法 17 条及び国家賠償法 1 条 1 項、

②国家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715

条の使用者責任)の公人への類推適用、

③民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用のいずれかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。

いずれも適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

## 違反の概要と性質

被告訴人らは包囲網として行動しました。

包囲網は慣習上の偏見に基く一貫した差別と迫害を続けました。

更に包囲網は、国家機関を含む公的機関の職権を濫用して脅迫と隠蔽を続けました。

包囲網はこれまで常に一貫して、「私を人間扱いしない対応」を続けてきました。

言い換えると、そうした「ありえない対応によって私に威力を示して脅迫」し続けてきました。

その無言の脅迫の意図を端的に表現すれば「我々は摘発されるまでに必ずお前を殺すからお前を人間扱いする必要など無い」ということです。

違反の性質や法的説明や包囲網の概要は被害届 2018 に記載の通りです。

## 埼玉県警の違法性

**無視の不当性を演出し包囲網の威力を示して私の生命を脅迫したこと(時系列①, ②, ③)**

無視すれば生命への脅迫の脅威が解消するはずもないことは彼らの職責(警察法 2 条他)から容易に予見できたはずです。

~~警視庁との関連については、訴状 A の通りです。~~

~~私は脅迫の被害者本人ですが、殺された太田まり子の遺族でも埼玉県民でもありません。~~

私がこれまで埼玉県警に主張してきたのは、太田まり子の死の不審点や偽装方法が中心でした。

そもそも警視庁との関連は組織的隠蔽であり、説明するまでもなく極めて単純明快です。

~~これらは脅迫を信じないこと、つまり私の当事者適格を認めないことによる事件の隠蔽です。~~

## 不法行為の内容

彼らは一度も合理性(根拠)を示さないまま一貫して私の主張を無視し続けてきました。

これらは信じないことによる隠蔽であり事実を否定する判断であり、通報による私の適正な手続きを受ける権利の行使の妨害であり、職権濫用です。

### 1 2016.6.6 内容証明便を不当に無視したこと(時系列⑤、甲 2)

内容証明郵便には字数の制限があるので脅迫の動機については記述していませんでした。

しかし、氏名検索すればその事故の概要は瞬時に検索できたはずであり、また、その死亡日と被害届の回答期限日が重なっていることによって私が脅迫殺人を主張していたことは容易にわかったはずでした。

また、埼玉県警が殺人を交通事故に偽装した、とはっきり書いてありますし、警視庁と同様、犯罪が無いと断定できないのに無視することは正規の取扱ではなく、事件性の認識からも極めて不審です。

### 2 ニイムラの不当な対応(時系列⑥、甲 3)

まず、私が監察課を指定したのに、勝手に出た刑事課・ニイムラは、監察課につながなかった理由を示しておらず、信義則(民事訴訟法 2 条他)違反です。

ニイムラに対し、私の叔母の太田まり子の交通事故死の真相が私への脅迫殺人であること、つまり事件性を十分に説明しました。

それなのに、ナガセが、その内容を全く聞いていないような回答をしている点が極めて無礼な対応であり、信義則(民事訴訟法2条他)違反です。

もっともこれは、ニイムラとナガセのいずれに問題があるのかわかりません。

それよりも、ニイムラは刑事課でありながら、私が重大な事件性を指摘し内部牽制を求めているのに、事務的に交通課につないだことは重大な過失です。

もともと偽装したのが交通課であるのは明らかですから、これでは犯人に突き返しているのと同じです。

### **3 ナガセの不当な対応(時系列⑦、甲4)**

交通課・ナガセは、根拠無く「とにかく処理済」と最後まで繰り返しました。

### **4 カクタの不当な対応(時系列⑧、甲5)**

延べ三度、監察室への取次ぎを要請しましたが、「つなぐことはできない」と根拠無く繰り返しました。

特に、私が一通り脅迫殺人の概要を説明し事件性を強調した後で、それに何ら反論せず、つまり事件性を否定する根拠を何も示さずに、つなごうとできなかったことは内部牽制機能の放棄です。

それに「つなぐことはできない」という回答自体が虚偽であり信義則(民事訴訟法2条他)違反です。

太田まり子の死因の偽装の方法が死体検案書の死因の所見欄の虚偽記載であると指摘し、私は遺族ではないので開示請求が不可能な文書であることも告げましたが「現物を確認していないのにどうしてそんなことが言えるのか?」と言い張りました。これは詭弁であり信義則違反です。

また、この電話への対応について後日の回答を求めたのに「約束できない」と答え、更にその後何の連絡も無いまま不当に無視しました。 これも信義則違反です。

## **★私の叔母の太田まり子の変死の不審点の数々**

### **最初に変死であり、交通事故の片鱗も無かったこと**

- ・司法解剖が実施されていることからみて、浦和西署が変死と見ていたのは間違いなさそうです
- ・遺族の話では警察は当初、交通事故らしいことは何も言っていなかったそうです
- ・最初に叔母が発見されたのは歩道上であること、トラックの左折時の巻き込み事故であれば舗道まで飛ばされることは極めて考えにくいこと
- ・叔母の頭部以外には目だった外傷が無かったことと、乗っていた自転車が無傷だったこと
- ・叔母の通夜に立ち会った私の父と叔父が「妙な死に方だ」と口を揃えていたこと
- ・逮捕の決め手となったと報道(甲4)された防犯カメラの映像を遺族にも見せていないこと、またその映像は合成の疑いがあること
- ・事故車両の運行記録を調べれば、現場付近で叔母を待ち伏せしていたことがわかるであろうこと
- ・轢逃げ犯の逮捕日から約10日も経ってから新聞報道されていること
- ・逮捕された轢逃げ犯・伊勢崎友信の事故前後のネットへのアクセス記録
- ・逮捕された轢逃げ犯・伊勢崎友信の経歴、特に警察との係わり
- ・状況的に見て、当然居るべき目撃者が現れないこと(金曜の朝8時の都心の大きな交差点)  
殺害をやりやすくする為に、事故現場の迂回が実施されていたと思われること  
該当交差点の横断者数の時系列データがあれば重要な手掛りとなるかもしれないこと

・叔母は私宛の年賀状から身元を特定されたとと思われること

★以下の1と2を総合すれば、その高度の恣意性が、脅迫殺人を強く示唆しています

### 1 無視できるはずのない被害届を無視したこと(1/100000000)

既述の違法性が明らかなのにあえて無視する余地はなかったはずです。

例えば隠蔽するだけなら、本人に連絡したうえで聞き流しても同じです。

最後まで本人と連絡を取ろうとしなかった点に極めて高度の恣意性、つまり脅迫の意図を感じます。

### 2 無視した被害届 2009 の回答期限日と太田まり子の死亡日が重なっていること(1/10000)

つまり、私への回答の代りに叔母の死体を晒して「被害届を忘れなければ次はお前をこうするぞ」という無言の脅迫の意図を突きつけたわけです。

逆にこの点からこれが殺人であることと警視庁の殺人への関与が極めて強く推定されます。

これは極めて高度の恣意性であり、これを脅迫であると感ぜない人は包囲網と断定できると思います。

## 違法性のまとめ

### 要件① 権利または法律上保護される利益の存在

通報により警察に犯人らの摘発を求めたのに、不当に無視されました。

切迫した生命の危機や高度の事件性を無視したことは警察法2条や刑事訴訟法第239条2への違反です。

(これらを受付拒否と捉えるなら、犯罪捜査規範第61条や刑事訴訟法第230条や241条への違反です。)

つまり故意または過失による不法行為であり、適正な手続を受ける権利の侵害であり行使の妨害です。

また、私が生命の緊急の救済を訴えていたのも明らかであり、反射的利益を超えた法律上保護される権利である生命に対する権利の侵害にも当たります。

これらは被害届2018の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、通報に基く適正な手続を受ける権利(日本国憲法第13条もしくは25条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第13条)と平等権(日本国憲法第14条)の侵害です。

いずれの場合も職務上の故意または過失であり、民法709条の一般不法行為に当たります。

要件② ①に対する被告の加害行為 既述の通りです。

要件③ ②についての故意または過失 少なくとも過失です。

### 要件④ 損害の発生および金額

経済的被害(法益侵害)は、叔母の太田まり子が殺害されたことです。

精神的被害(法益侵害)は、一般市民の生活の安全を一手に預かる警察が、いかにも露骨な偽装を目の前で堂々とやってみせたことによる、究極の脅迫からくる恐怖感や絶望感です。

### 要件⑤ ②と④の因果関係

脅迫や隠蔽としか説明がつかない対応により精神的被害を受けたという因果関係は明らかです。

## 時系列的事実経過

①2009.1.19 午前 「被害届」(A-甲1)を翌日午前、東京都練馬区豊玉北6-4-2所在の練馬郵便局より東京都千代田区霞が関2丁目1番1号所在の警視庁本部・警視総監宛に書留便にて郵送(A-甲2)し、翌2009.1.20に配達されました(A-甲3)。

②2009.2.20 警視庁は私の2009.1.18付被害届の回答期限を不当に無視しました。

③2009. 2. 20 この回答期限日当日の午前 8 時頃、私の叔母の太田まり子がさいたま市中央区桜丘二丁目にある国道 17 号の交差点付近の歩道上で変死しました。

④2009. 3. 13 浦和西署が伊勢崎友信を叔母の轍逃げ犯として逮捕しました(甲 1)。

⑤2016. 6. 6 私が捜査要求の旨の内容証明便を群馬県前橋市城東町 1-6-5 所在の前橋中央郵便局からさいたま市浦和区高砂 3-15-1 所在の埼玉県警本部長に送付するもその後これを不当に無視しました(甲 2)。

⑥2017. 5. 1 10:56 私の自宅から浦和西署への通話において刑事課・ニイムラは、私が太田まり子の事故死の事件性について十分に時間をかけて説明したのに、その内容を全く引継ぎせずに事務的に交通課に転送しました(甲 3)。

⑦2017. 5. 1 12:39 浦和西署から私の自宅への通話において交通課・ナガセは、私が訴えた事件性には何も答えずに「とにかく全て処理済」と根拠無くこれらが無視した回答をしました(甲 4)。

⑧2017. 10. 02 11:35 私の自宅から埼玉県警本部への通話において相談センター・カクタは、叔母の死因の偽装方法は死体検案書の死因の所見の虚偽であろう、と私が抗議したのに対し「現物を確認していないのにあなたはなぜそう言えるのか?」と言いました。私は遺族ではないので開示請求できません。またこの日の私の抗議について結果報告を求めたのに、その後これを不当に無視しました(甲 5)。

**証拠方法** 証拠説明書 A II に記載の全て

**附属書類** 証拠説明書 A II のうち、甲 1～甲 2 号証、

本書と被害届 2018 と訴状 A と恣意性一覧表をセットで訴状とし、証拠説明書 A II を含め、これらの副本一式

以上

事件番号 平成 30 年(ワ)第 413 号 慰謝料請求事件

原告 今井豊

被告 埼玉県

平成 30 年 10 月 11 日

前橋地方裁判所 御中

## 釈明書(訴状 A II)

平成 30 年 10 月 5 日付貴求釈明書にもとづき、以下の通り釈明もうしあげます。

訴状は類型的説明の階層構造にしておりましたので、わかりにくかったならお詫び申し上げます。

### 埼玉県警の不法行為の内容

**1 殺人の交通事故への偽装**(殺人罪、公務員職権濫用罪、脅迫罪、犯人蔵匿罪、時系列③④、甲 1)  
埼玉県警浦和西署 被疑者および人数不詳①は、警視庁 被疑者および人数不詳①と共謀して、2009.2.20 午前 8 時頃、さいたま市中央区桜丘二丁目にある国道 17 号の交差点付近の歩道上での殺害者ら(被疑者および人数不詳)による私の叔母の太田まり子の殺害につき、当日及びその後の検視や検証過程において、監察医と共謀して死因を偽りこれを交通事故に偽装し、あわせて 2009.3.13 に雇われ犯の伊勢崎友信を轢逃げ犯として逮捕(甲 1)することにより更に偽装を加え、脅迫殺人の真相を隠蔽しました。

脅迫殺人の高度の恣意性については訴状 A および後述の通りです。

また、この偽装による脅迫効果については後述の通りです。

これによって原告は著しい恐怖感と屈辱感という精神的苦痛を被りました。

この原告の精神的苦痛を慰謝するためには 60 兆円を要するところ、そのうち、慰謝料として、6 万円を請求します。

### 説明

被害届 2009 と脅迫殺人の関連については訴状 A に記載の通りであり、これらの隠蔽について警視庁と埼玉県警が包囲網として連携したと思われまます。

### ★私の叔母の太田まり子の変死の不審点の数々

#### 最初に変死であり、交通事故の片鱗も無かったこと

- ・司法解剖が実施されていることからみて、浦和西署が変死と見ていたのは間違いなさそうです
- ・遺族の話では警察は当初、交通事故らしいことは何も言っていなかったそうです
- ・最初に叔母が発見されたのは歩道上であること、トラックの左折時の巻き込み事故であれば舗道まで飛ばされることは極めて考えにくいこと
- ・叔母の頭部以外には目だった外傷が無かったことと、乗っていた自転車が無傷だったこと
- ・叔母の通夜に立ち会った私の父と叔父が「妙な死に方だ」と口を揃えていたこと
- ・逮捕の決め手となったと報道(甲 4)された防犯カメラの映像を遺族にも見せていないこと、またその映像は合成の疑いがあること

- ・事故車両の運行記録を調べれば、現場付近で叔母を待ち伏せしていたことがわかるであろうこと
- ・轢逃げ犯の逮捕日から約 10 日も経ってから新聞報道されていること
- ・逮捕された轢逃げ犯・伊勢崎友信の事故前後のネットへのアクセス記録
- ・逮捕された轢逃げ犯・伊勢崎友信の経歴、特に警察との係わり
- ・状況的に見て、当然居るべき目撃者が現れないこと(金曜の朝 8 時の都心の大きな交差点)  
殺害をやりやすくする為に、事故現場の迂回が実施されていたと思われること  
該当交差点の横断者数の時系列データがあれば重要な手掛りとなるかもしれないこと
- ・叔母は私宛の年賀状から身元を特定されたと思われること

## ★以下の(1)と(2)による高度の恣意性が、脅迫殺人を強く示唆しています

### (1) 警視庁が無視できるはずのない被害届を無視したこと(1/100000000)

既述の違法性が明らかなのにあえて無視する余地はなかったはずです。

例えば隠蔽するだけなら、本人に連絡したうえで聞き流しても同じです。

最後まで本人と連絡を取ろうとしなかった点に極めて高度の恣意性、つまり脅迫の意図を感じます。

### (2) 無視した被害届 2009 の回答期限日と太田まり子の死亡日が重なっていること(1/10000)

つまり、私への回答の代りに叔母の死体を晒して「被害届を忘れなければ次はお前をこうするぞ」という無言の脅迫の意図を突きつけたわけです。

逆にこの点からこれが殺人であることと警視庁の殺人への関与が極めて強く推定されます。

これは極めて高度の恣意性であり、これを脅迫であると感じない人は包囲網と断定できると思います。

## ★告訴人の叔母の太田まり子の殺害の真相の推定

2009.2.20 朝 8 時頃、さいたま市中央区桜丘二丁目の国道 17 号交差点付近の舗道上において、殺害者ら(被疑者および人数不詳)は共謀して、既述の告訴人の被害届を隠蔽する目的で包囲網としての告訴人への脅迫と隠蔽の意図を持って、告訴人の叔母の太田まり子を待ち伏せし、伊勢崎友信が運転していたトラックを盾に目隠しに使う舗道上に他の通行人からの死角を作り、一方が太田まり子の前方で注意を惹きつけ、もう一方がその間に太田まり子の背後から忍び寄り、鉄パイプに布切れを巻き付けた鈍器様の凶器で、殺意を持って、太田まり子の頭部を力任せに殴打し、太田まり子を同日同時刻にその場において脳挫傷により即死させ殺害しました。

## ★偽装方法の推定

2009.2.20 太田まり子の変死体の検視と解剖(日時場所不詳)を担当した監察医(氏名不詳)は、浦和西署の被疑者および人数不詳①と共謀し、死体検案書の死因の所見欄に、実際は撲殺のところを、交通事故のように虚偽記載し浦和西署の被疑者および人数不詳①に提出しました。

これを受けた浦和西署の被疑者および人数不詳①は、これに合わせた所見を報告書に書きました。

## 2 埼玉県警本部長が 2016. 6. 6 内容証明便を不当に無視したこと(時系列⑤、甲 2)

2016. 6. 6 に私が捜査要求の旨の内容証明便(甲 2)を前橋市城東町 1-6-5 所在の前橋中央郵便局からさ

いたま市浦和区高砂 3-15-1 所在の埼玉県警本部長宛に送付するもその後これを不当に無視しました。

この内容証明は浦和西署による偽装工作と脅迫殺人の組織的隠蔽の摘発を意図したものでした。

既述の通り高度の恣意性が有り、生命の危機であることも明らかなので、事件性無しと断定しきれたはずはありません。

届出人本人の私に何ら連絡を取らなかったことは正規の取扱(犯罪捜査規範 65 条)から外れており、また差別による信義則違反でもあり、さらには警察法 2 条や刑事訴訟法 239 条 2 違反であることから、正当業務行為ではなく、業務上の故意又は過失であり不法行為です。

これによって原告は著しい恐怖感と屈辱感という精神的苦痛を被りました。

この原告の精神的苦痛を慰謝するためには 10 兆円を要するところ、そのうち、慰謝料として、1 万円を請求します。

### 説明

内容証明郵便には字数の制限があるために脅迫の動機までは記述していませんでした。

しかし、氏名検索すればその事故の概要は瞬時に検索できたはずであり、また、その死亡日と被害届の回答期限日が重なっていることによって私が脅迫殺人を主張していたことは容易にわかったはずです。

また、埼玉県警が殺人を交通事故に偽装した、とはっきり書いてあります。

## 3 ニイムラの不当な対応(時系列⑥、甲 3)

⑥2017. 5. 1 10:56 私の自宅から浦和西署への通話において刑事課・ニイムラは、私が太田まり子の事故死の事件性について十分に時間をかけて説明したのに、その内容を全く引継ぎせずに事務的に交通課に転送しました(甲 3)。

- ・私が監察課を指定した電話に勝手に出て、監察課につながらなかった理由を最後まで示しておりません。
- ・私はやむなく後述のナガセに一から説明し直しました。

訴えた内容を全く引継ぎせずに事務的に交通課に転送したことは被害者に対して極めて無礼な対応であり、差別的取扱でもあります。

・私が内部牽制を求めていたのは明らかなのに、交通課に転送したことは、言わば犯人に突き返しているのと同じであり、高度の事件性を無視したことと合わせて犯罪的(職権濫用による脅迫と隠蔽)です。これらは差別による信義則違反でもあり、さらには警察法 2 条や刑事訴訟法 239 条 2 違反による事件性の隠蔽であることから、正当業務行為ではなく、業務上の故意又は過失であり不法行為です。

### 説明

①おそらくは県警本部の監察室しか組織として存在しないと思われませんが、それすら答えていません。私が内部牽制を求めていたのは監察課を指定したことや通話の内容からわかったはずですから、監察室につながらないのであればその理由を示すべきでした。

③重要なのはニイムラが刑事課員であったことであり、もちろん隠蔽の意図を示唆しております。

これによって原告は著しい恐怖感と屈辱感という精神的苦痛を被りました。

この原告の精神的苦痛を慰謝するためには 10 兆円を要するところ、そのうち、慰謝料として、1 万円を請求します。

## 4 ナガセの不当な対応(時系列⑦、甲 4)

2017.5.1 12:39 浦和西署から私の自宅への通話において交通課・ナガセは、私がニイムラに訴えた事件性を一から説明し直させたうえ、「とにかく全て処理済」と根拠無くこれらを見直しました(甲4)。私が浦和西署による偽装工作への再捜査つまり処理の見直しを求めていたのは明らかですから、これでは答えになっていません。

これは彼の裁量の範囲を超えた差別による信義則違反であり、警察法2条や刑事訴訟法239条2違反による事件性の隠蔽であることから、正当業務行為ではなく、業務上の故意又は過失であり不法行為です。これによって原告は著しい恐怖感と屈辱感という精神的苦痛を被りました。

この原告の精神的苦痛を慰謝するためには10兆円を要するところ、そのうち、慰謝料として、1万円を請求します。

## 5 カクタの不当な対応(時系列⑧、甲5)

⑧2017.10.02 11:35 私の自宅から埼玉県警本部への通話において相談センター・カクタは、A私が延べ三度、監察室への取次ぎを要請したのに「つなぐことはできない」と根拠無く繰り返しました。

また、B叔母の死因の偽装方法は死体検案書の死因の所見の虚偽であろう、と私が指摘したのに対し「現物を確認していないのになぜそんなことが言えるのか?」と言いました。

さらに、Cこの日の私の抗議について結果報告を求めたのに、その後これを不当に無視しました(甲5)。

これらはいずれも彼女の裁量の範囲を超えた信義則違反であり、また差別的取扱による適正な手続きを受ける権利の侵害であり、さらには警察法2条や犯罪捜査規範63条や刑事訴訟法239条2違反による事件性の隠蔽であることから、正当業務行為ではなく、業務上の故意又は過失であり不法行為です。

これによって原告は著しい恐怖感と屈辱感という精神的苦痛を被りました。

この原告の精神的苦痛を慰謝するためには10兆円を要するところ、そのうち、慰謝料として、1万円を請求します。

## 説明

A「監察室につなぐことはできない」という回答自体が虚偽であり信義則違反です。

なぜなら群馬県警では広報室経由で監察室に取次がれた実績があります。

私が監察室を指定した電話に勝手に出ておきながら、つながらない理由を最後まで示していません。

特に、私が一通り脅迫殺人の概要を説明し事件性を強調した後で、それに何ら反論せず、つまり事件性を否定する根拠を何も示さずに、つがななかったことは内部牽制機能の放棄です。

B死因の偽装の方法が死体検案書の死因の所見欄の虚偽記載であると指摘し、私は遺族ではないので開示請求が不可能な文書であることも告げましたが「現物を確認していないのにどうしてそんなことが言えるのか?」と言ったことも詭弁による信義則違反です。

「それを捜査するのが警察の仕事でしょう?」と切り返しましたが、これはもちろん、捜査機関としての有意優位性、つまり本来証拠を一手に握るべき立場を利用した職権濫用です。

Cこの日の電話への対応について後日の回答を求めたのに「約束できない」と答え、実際にその後何の連絡も無いまま不当に無視しました。これも信義則(民事訴訟法2条他)違反です。

それよりも、私が内部牽制を求めていたのは明らかですから、どのように判断したのか予見可能性の観点からも報告するのが当然であり、しななかったことは犯罪的(職権濫用による脅迫と隠蔽)です。

私は脅迫の被害者本人ですが、殺された太田まり子の遺族でも埼玉県民でもありません。

これらは脅迫を信じないこと、つまり私の当事者適格を認めないことによる事件の隠蔽です。

## 埼玉県警の違法性(共通事項)

まず不法行為の種類ですが、不法行為 1 は偽装工作という例外的・具体的な実行行為ですが、それ以外は「私の訴えを無視した」という三県警共通の種類です。

要するに彼らは今まで一度も無視することの合理性(根拠)を示したことがありません。

つまり信じないことによる犯罪の隠蔽であり、事実を否定する判断です。

私は常に脅迫の被害者本人、つまり当事者として通報や届出を行ったのであり、これらも広義の手続の一種に当たりますから、訴えた事件性に何も答えていないのに手続が完了するはずはありません。

つまり勝手に結了扱いしていることは適正な手続を受ける権利の侵害ですが、それ以前に、対応が露骨に不当ですから信義則違反であり、それによる業務上の故意または過失として不法行為です。

さらに、切迫した生命の危機や高度の事件性を無視したことは警察法 2 条や刑事訴訟法第 239 条 2 への違反による適正な手続を受ける権利(日本国憲法第 13 条)の行使の妨害であることから、生命に対する権利(日本国憲法 13 条)と平等権(日本国憲法 14 条)の侵害にも当たります。

これらは被害届 2018 の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

いずれも職務上の故意または過失であるために民法 709 条の一般不法行為に当たります。

## 犯罪性の強調

最も重要なのは、不法行為の全てが職権濫用による脅迫と隠蔽であることです。

### ★故意による脅迫であること

その無言の脅迫の意図を端的に表現すれば「我々は摘発されるまでに必ずお前を殺すからお前を人間扱いする必要など無い」ということです。

警察とは警察法等により極めて強い作為義務を帯びた特殊な職責であり、被害の届出を無視することに原則として正当性はありません。届出内容によっては不真正不作為犯を構成する。

まず、対応や判断が職責に照らし著しく不合理であり、その異常性に構成要件の故意が認められる。

次に、正当性を欠いていることから違法性阻却事由が無く、責任要素としての故意も認められる。

警視庁について言えば、ましてや無視した被害届との関連で私の叔母の太田まり子の脅迫殺人の疑いが極めて強い状況であり、殺害が事実である限りにおいて、故意は当然に推認される。

埼玉・群馬両県警について言えば、私が生命に対する脅迫を訴えていたことは明らかであり、無視することに正当性はなく、当然に脅迫の効果を生ずる点からも故意は必然的に推認される。

埼玉県警による殺人の偽装や群馬県警による猟銃脅迫事件の隠蔽などは、このように極めて特殊な職責を担う警察組織が、その職権をフルに濫用して、ありえないような異常な判断を強行し、意図的に不当性を演出してみせることによる、究極の自爆的な脅迫と言えます。

なお、無視することの一般的不当性は、信義則違反であること、予見可能性に基く結果回避義務(警察法 2 条等)違反であること、適正な手続きを受ける権利(日本国憲法第 13 条)の侵害であること、正規の取扱(犯罪捜査規範 61~65 条)ではないこと、差別であり平等権(日本国憲法第 14 条)や自由権規約の差別禁止の各条項への違反であることなどです。

要するに被害の訴えを無視するなどという選択肢は現実問題として警察にはありえないのです。

不法行為の際立った異常性が故意を極めて強く示唆しており、その表象も意思も推認できます。このような警察の特殊な職責と私が生命の危機を訴えていたことの二点から、故意による不真正不作為犯に当たると考えます。

**脅迫**とは、生命等の列挙された対象への害悪を告知して相手を畏怖させる行為である。刑法 222 条条文は「告知」を明記しているが、脅迫の現実の態様が幅広いことから、罪刑法定主義の例外的として態度による脅迫を認めた判例もある。

このように、そもそも刑法がどこまで脅迫を認めるべきかという罪刑法定主義との兼合いがある。

**最大の問題は、包囲網全員がこれらの殺害や脅迫の共犯と推定されることである。**

極めて恣意性が高く、包囲網の威力による脅迫の意図としか説明がつかない私の各ケースでは、これらが脅迫と認められなければ社会正義が大きく損なわれると思う。

### ★慰謝料金額の見積りについて

本来は摘発された包囲網の一人一人に請求すべき慰謝料の累計であり、その求償債権の行使を国家的隠蔽により妨害されていることによる、言わば逸失利益に対する補償の意味です。

一人当たり 1,000 万円 × 7,000 万人 = 700 兆円と想定し、これを各訴状に均等に割り当てています。

従って、各訴状の不法行為との関係は相対的なものに過ぎません。

法的にも、逸失利益なのか代位弁済なのか、はたまた代表者への請求なのか、決めかねております。要するに今回は試験訴訟だということです。

以上

平成 30 年 11 月 15 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

## 訴状 A II 補足説明書

提出済の訴状の論点と不法行為の内容を明確化すべく本書を提出します。

### 1 再捜査の必要性の強調

五つの不法行為に共通して私が訴えていた脅迫殺人の嫌疑とは、脅迫目的の、予定された事故であったこと、すなわち殺意の存在です。偽装工作の有無ではありません。

例えば、私の指摘の一つである、該当車両が待ち伏せしていたかどうか調べていないはずです。

このように、刑事司法の観点から、殺人の疑いの目を持って再捜査しない限り、私が求めた手続として用が足りないことは、訴えた内容から明らかです。

訴状 A に記述した通り、脅迫殺人の恣意性は 99.99% 以上だと思えます。

更に、正当性の無い国家懲罰権の発動による死刑執行であり無関係の第三者の殺害である疑いが強いこと、包囲網の人々(国民の大半?)が事前に犯行予定を知っていた可能性が高いこと(共犯の疑い)、他の訴訟(A, B, I, L, M)もこれに関連していること、被害届 2018 に記述の通り、他機関の対応ぶりからも蓋然性として本件の存在とその隠蔽がうかがわれること、などの諸事情も合わせ考えれば、他機関による再捜査は必要不可欠です。

裁判所の方には、公務員の犯罪告発義務(刑事訴訟法 239 条 2)に基く刑事告発手続を期待します。

つまり、埼玉県警の 1 以外の不法行為に共通するのは、この巨大な犯罪性を無視したことです。

### 2 著しく不合理な判断は、自決権の侵害に基く、適正な手続を受ける権利の侵害です

通報や申出も一種の手続と捉えられますし、その要件を決めたのは、つまり問題(被害)を決定したのは私であり、それを無視した判断ないし処理では、当然に被害は解消しませんから、手続目的を達成できない為に手続として無効です。

言い換えると、1 以外の不法行為は、手続としての外形も無い完全な無視であるか、または外形は有るものの、実質的な無視であるか、のいずれかに過ぎません。

なお、自治の権利(自由権規約 1 条)については、日本ではあまり一般的でないと思えます。

### 犯罪性の強調(公的機関は全てが職権濫用による脅迫と隠蔽です)

高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第 239 条 2 への違反です。

#### 故意の証明方法(恣意性一覧表の活用)

彼らの対応は、態様の全体として隠蔽であり、それを証明するのは簡単です。

恣意性一覧表に沿って、事件性の各焦点について、それを否定した判断根拠を質せばよいのです。

彼らは事件性を否定したはずですから、合理的根拠が示せなければ嘘になります。

正攻法として千の言葉を並べるよりも、これが最も単純明快かつ言い逃れしにくい方法です。

#### 故意の証明の必要性

特に抗議されてもなお無視している点が極めて強く故意を示唆しています。

公的機関による隠蔽は、基本的に手続の妨害であり、必然的に職権濫用を伴いますから、あえて職権濫用の故意を証明する必要は無いと思います。

隠蔽の場合は、性質上、その意思の表明を秘匿するものですが、まれに隠蔽の意図を示すかのような発言が見られることが有ります。これは、その発言の直接的意味に関わらず、実質的に何らかの威力を示唆する意図と見てよいと思います。

脅迫については、警察による脅迫の場合は、その特殊な職責に伴う予見可能性に基く危険回避義務により、生命に対する脅迫被害を無視した場合などは、行為と結果の両面から、故意が推定される為に、不真性不作為犯に当る可能性があります。

警察など特殊な職責以外の場合には、脅迫罪については基本的に故意の立証が必要だと思いますが、私の場合は、たとえ脅迫とまで言えないとしても、少なくとも何らかの威力であり、これらの威力を処罰するには、現実問題として、脅迫罪もしくは強要罪の未遂くらいしか無いと思います。

### ★脅迫の意図の推定

包囲網の生い立ちから考えると、ごく初期の主な意図は仕掛ける為の捕捉にあったと思われます。それが次第に威力による強要に変わり、被害届2009の頃には、威力による報復が常態化しました。それが現在まで続いていると思われます。

現在でも、個々の不法行為から脅迫の意図の内容や害意の対象を特定はできませんが、少なくとも何らかの威力を示そうとする意図であることは疑いありません。

つまり少なくとも「お前の訴えなど我々包囲網の威力で握り潰してみせる」という意図であることは間違いありません。

そしてその威力が、2009年の脅迫殺人と2015年の猟銃脅迫事件を起源として、常にそれらを念頭に置いて行われていると推定されること、つまり包囲網としての模倣または派生と推定されることから、結果として全てが私の生命に対する脅迫とみなせると考えます。

たとえそれが、裁判の妨害や不当な判決の形であろうと、包囲網が摘発されない限りは告訴状H(出荷)のような価格操作などの営業妨害が続くので、早晚経済的生活難に陥るのは避けられませんから、私の場合は結果的に全てが生命に対する害意と言えます。

私としては、その無言の脅迫の意図は「我々は摘発されるまでに必ずお前を叔母や猪のように殺すからお前を人間扱いする必要など無い」という意図と考えています。

また、これらの犯行予定を共有していたという意味で、極めて多数の共犯者の存在が推定されます。

### 対応の際立った異常性こそ威力の証左です

こうした対応の不当性は自明であるはずなのに、また、隠蔽の方法は他にも有るのに、敢えてそれを実行している点が、威力の意図を極めて強く示唆しています。

当然ながら両者は比例し、異常性が高いほど威力である恣意性も高いと思います。

つまり、当り前に非人間扱いであり、違法性はあまりにも自明であり、訴えられた場合には勝ち目は無いので、一般的には選択する余地はありません。それを敢えて実行している点が、私の特殊事情、つまり、社会的に包囲され孤立無援の状況にあるという事情を見越した「お前の訴えなど我々包囲網の威力で握り潰してみせる」という無言の威力の意図を如実に示しています。

つまり、従来から主張している通り、ありえないような対応を敢えて行ってみせることによる脅迫

効果の演出です。

## 不当な対応(威力)の種類

### I 無視

返事無や飛躍など形式的無視と内容的無視(先行する私の発言や提出済文書)が有りますが、いずれでも合理的根拠を示して反論するのが原則であり、これを守らないことは相手の人格否定であり、自治の権利(自由権規約 1 条)や人間として認められる権利(憲法 13 条)の侵害であり信義則違反です。

### II 無根

合理的な根拠が無いということであり、虚偽や詭弁も含まれます。信義則違反です。  
訴えた犯罪性(恣意性)に対して、一般論としての正当行為を主張しても根拠にはなりません。

### III 抗議の無視

つまり指摘されてもなおも無視するということですから、100%故意の無視であり、著しい信義則違反です。

**IV 職責放棄** 職権濫用の一形態であり、規定された作為義務を果たそうとしないことです。

**V ゾンビ化**(I 無視 II 無根 III 抗議の無視 IV 職責放棄 模倣 威力 等の複合形態)

要するに、私の主張内容を無視して勝手に根拠無く正当行為だと言い張り、抗議しても無視して、延々と同じ発言を繰り返します。

つまり実質的な会話の放棄であり、信義則違反の重複であり連鎖です。

このようにゾンビ化とは白痴化対応の一類型であり**本質的には無視**であり、**非人間扱い**です。  
そして、このゾンビ化対応を各機関が一斉に模倣して威力を示しているということです。

## ★共通の論理の不当性

前提として、私が初めから警察組織による隠蔽等の犯罪被害を訴えていたこと、つまり公務員の犯罪告発義務(刑事訴訟法 239 条 2)に訴求していたことは提出書類や発言から明らかです。

以後、本書中の引用で下記の発言類型に該当する場合は説明を省略します。

**発言類型 1 「捜査機関の判断には介入できない」** 無視 無根 職責放棄 威力

まず、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

また、規定された作為義務に例外規定は無いので虚偽です。

犯罪である以上は正当業務行為ではありませんから、むしろ優先的な調査対象のはずです。

事実調査しなければ、犯罪(人権侵犯)事実の真偽を確定できず、犯罪告発義務を果たせません。

人権侵犯事件調査処理規程 2 条「人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずる」

**発言類型 2 「警察が判断したのだから違法性は無い」** 無視 無根 職責放棄 威力

まず、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

また、規定された作為義務に例外規定は無いので無根です。

ですから、否定する合理的根拠を示さず、かつ何も調査せぬまま「違法性(侵犯事実)が無い」と断じたことは、事実を否定する判断であり、少なくとも**無根**であり、刑訴法 239 条 2 違反です。

**発言類型 3 「ここは捜査機関ではない」「我々には強制捜査権限が無い」**

### 職責放棄 無視 無根 飛躍 威力

発言類型 1 と同趣旨と思われませんが、当然に誰でも承知していることで意味がありません。

しばしば私の事件性の強調の直後に見られますが、公務員の犯罪告発義務(刑事訴訟法 239 条 2)を果たすには、何らかの事件性の判断基準が必要ですから、免責の抗弁にはなりません。

なおこれは 2017 年 2 月にハラダが繰り返したのですが、その後、警視庁サトウやトミオカを始め、多くが発言しており、模倣により包囲網の威力を示す合言葉と思われま

発言類型 4 「それは貴方が思っているだけ」「推測だよな?」 無視 無根 無意味 威力

それはお互い様なので、敢えて言う意味がありません。これは模倣により包囲網の威力を示す合言葉であり、沼田署のタカダ、マキシマやハラダ、フクダ、トミオカなど多数が言っています。

発言類型 5 「それは(加害者)に言ってください」 無視 無根 職責放棄 無意味 威力

襲ってきた強盗に相談しろと言っているのと同じことであり、当然に問題解決にはなりません。

これも模倣により包囲網の威力を示す合言葉であり、イシマキ以外の全員が言っています。

発言類型 6 「それはうちでできる話ではない」 職責放棄 無視 無根 飛躍 威力

発言類型 3 と同趣旨と思われませんが、人権擁護機関に申出している手続目的を無視しています。

発言類型 7 「侵襲性(違法性)が無い」 無視 無根 職責放棄 威力

それまでの個別の事件性の説明に対して、何ら否定する合理的根拠を示していない(彼らの反論は全て無根です)のに、最後には必ず、このような発言(結論)に至ります。

発言類型 8 「だから、何をもって?」 無視 無根 職責放棄 白痴化 威力

既に十分に高度の恣意性と証拠を提示しているのに、それを無視してひたすら言い張ります。

まるで子供の水掛け論です。カクタやフクダなど

## 個別不法行為(実行行為)

不法行為 1 以外に共通ですが、事件性・恣意性・犯罪性が極めて高く、少なくとも被害(特に生命に対する脅迫)が有ることが否定し切れない状況に有りながら、それを皆無として手続要請を無視したことは事実を否定する判断による隠蔽(刑事訴訟法第 239 条 2 違反他)であり、警察の職責(警察法 2 条など)からくる予見可能性に基く危険回避義務違反であり、信義則違反であり、これらにより、自治の権利(自由権規約 1 条)、適正な手続を受ける権利(日本国憲法第 13 条)、生命に対する権利(日本国憲法 13 条、自由権規約第 6 条)、平等権(日本国憲法第 14 条、自由権規約の差別禁止の各条項)の侵害であり、それらによる不法行為です。

### 1 殺人を交通事故に偽装して私の叔母の太田まり子の脅迫殺人の真相を隠蔽し、私に対し生命への害意の無言の脅迫を行ったこと

(説明)既述の通り、予定された事故、つまり殺人の疑いの目を持った再捜査が必要です。

私も通夜には行きましたが、叔母は顔は見えていたものの、頭部に分厚く丁寧に包帯が巻かれています。思うに、これは、包帯解剖、つまり包帯を巻いて死因を遺族の目から隠す為の解剖であったと推測します。それよりも、集まっていた親戚達が皆、私から顔をそむけるので、私は喪主以外の誰とも挨拶ができませんでした。 親戚は皆、これが私への脅迫の為の殺人であることを知っていたとしか考えられません。

2 埼玉県警本部長宛 2016.6.6 内容証明便を無視して私の叔母の太田まり子の脅迫殺人の真相究明の訴えを隠蔽し、私に対し生命への害意の無言の脅迫を行ったこと(時系列⑤、甲2)(説明)これは三県警共通の不法行為であり、手続としての外形を欠く完全無視という類型です。

3 ⑥2017.5.1 10:56 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から浦和西署(さいたま市中央区上峰3丁目4-1)への通話において刑事課・ニイムラは、私の叔母の太田まり子の脅迫殺人の真相究明の訴えを隠蔽して、私に対し生命への害意の無言の脅迫を行ったこと(時系列⑥、甲3)

(説明)既述の観点に加え、甲3の反訳書より引用

反P1上(私)「もしも、ええと、今井と申しますけども、ええ、監察室お願いします」(交換手)「浦和西警察署なんですけども、な、何の関係ですかね?」(私)「ええと、殺人事件の関係です」

反P1下(私)「その叔母の死が偽装だと思われるのは、まず死亡の態様がですね、あの、ま、歩道上で、頭だけほぼ陥没で即死の状態だったそうなんですけども、」(ニイムラ)「ああ」(私)「で、あの、手足も乗ってた自転車もほぼ無傷だったと聞いてます。それでどうして、トラックの左折による轢逃げになっているのか、が非常に不審です」(ニイムラ)「ああ」(私)「それと、その亡くなった日は、私が警視庁に被害届を出して、そこに一ヶ月以内に回答をくれと言った、その回答期限の当日なんです」(ニイムラ)「ええ、ええ」(私)「ですから私に対する、その被害届の隠蔽を狙った、意図した、脅迫殺人であることが強く推定されます」(ニイムラ)「ああ」(私)「それを、」(ニイムラ)「ええ」(私)「たぶん、その検視に立ち会った人」(ニイムラ)「ええ」(私)「が偽装してますね、交通事故に。死亡の所見を偽装していると思われます」

(説明)結果的に無言の発言類型5 無視 無根 職責放棄 無意味 威力 事務的に交通課に繋いだことは襲ってきた強盗に相談しろいうのと同じことであり、当然に問題解決にはなりません。要は訴えたこの高度の恣意性を無視したということです。

4 2017.5.1 12:39 浦和西署から私の自宅への通話において交通課・ナガセが、私の叔母の太田まり子の脅迫殺人の真相究明の訴えを隠蔽し、私に対し生命への害意の無言の脅迫を行ったこと(時系列⑦、甲4)

(説明)既述の観点に加え、甲4の反訳書より引用

反P1上(ナガセ)「ええと、どういう件でしょうかね? さきほど、警察官の方に、なんかあの、ええ、捜査をしたか確認したいってゆうことで、ええ、お電話いただいたということなんですけども」

反P2下(私)「宛名がそうなっている以上は受け取らなかったとしても結果責任問われますよね。まあ、それはいいんです、それはいいんですが、あの、要するにそういう状況なんで、私としては、ええ、その被害届の隠蔽を目的とした、その、私への脅迫を狙った殺人であると、あの、叔母の死は、」(ナガセ)「ん?」(私)「判断してます。で、その根拠はまた別にありまして、死亡直後の態様なんです。態様が、」(ナガセ)「うん。(私)「ず、頭部だけ陥没してまして他に目立った外傷が無かったと、で、乗っていたはずの自転車もほとんど無傷でした、と。それで左折の際に、トラックによって引っ掛けられた、あの、轢逃げだとするのはおかしいと思います」(ナガセ)「うん。」(私)「で、死んでた場

所も歩道上ですから、跳ね飛ばされたんだったら他にも外傷ができるだろうし、自転車も壊れるだろうし、」(ナガセ)「うん。」(私)「非常におかしな死に方をしてるんで、」(ナガセ)「うん。」(私)「まず最初、そもそも変死として扱われたのか、死体検案書は存在するのかが知りたい」(ナガセ)「ああ。」(私)「たぶん存在してない、最初から、検視した人が変死として扱ってない、もう握り潰しているんだと思います。そうゆう」(ナガセ)「ネットと交通事故の関係ってのは、あの、また違うんですね？ そうすると」(私)「交通事故にされたのは、あの、だから、伊勢崎友信というその轢逃げ犯人が、轢逃げ犯人と言われてる方が、本当に関わっているかどうかすら私は疑ってます」(ナガセ)「ううん。」(私)「正犯、正犯・共犯は他に存在するんじゃないかと」(ナガセ)「ああ、」(私)「たぶん実態は複数犯による撲殺だと思います」(ナガセ)「毒殺?」

反P4下(私)「それを調べ直してもらおうとすると、まずは監察室になりますか?」反P4下(ナガセ)「うん、調べ直すことはたぶん、もう終結してて、刑も決まってて、刑も終了してますので」(説明)無視 無根 職責放棄 白痴化 私は脅迫殺人の恣意性を強調して必要な再捜査を要請しているのですが、ナガセは理解しようとせず、正当業務行為として、ちゃんと処理されているという趣旨の発言を、この前後に亘って延々と繰り返しています

反P5下(私)「うんと、そうすると、あの、ま、これ以上捜査し直すことは、余地が無いということですか?」反P5下(ナガセ)「そうですね、うちの方で言えるのは、あの、もう、あの、事件としてやって、あの、終わってますし、ええ、裁判も通って、あの、全部刑も執行して、それは終了してますので」(説明)ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)「えと、すいません、質問は戻りますが、死体検案書はあるんですか?」反P5下(ナガセ)「検案書? いや、わかんないですよ、こちらの方で手元に書類はありませんので、もう」(説明)ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 (私)「ということは、調べ終わっていると言っても、何も調べてらっしゃらないような気がするんですが?」反P5下(ナガセ)「なにがですか? 調べ、内容については、そちら甥っ子さんかどうかわかんないですけども、電話じゃお答えもできませんしね。ええ、誰が、私は、その方の旦那ですよって言われても、身分を確認してない方についてはこちらの方もね、あの、そんな詳しいことも言えないし、それお答えすることでもありませんので」(説明)ゾンビ化 抗議を無視 無根 職責放棄 最後にはこのように脅迫の主張を無視して当事者適格を認めないことにより隠蔽しました

5 ⑧2017.10.02 11:35 私の自宅から埼玉県警本部(さいたま市浦和区高砂3-15-1)への通話において相談センター・カクタが私の叔母の太田まり子の脅迫殺人の真相究明の訴えを隠蔽し、私に対し生命への害意の無言の脅迫を行ったこと(時系列⑧、甲5)

(説明)既述の観点に加え、甲5の反訳書より引用

反P1下(私)「ええ、2009.2.20の、さいたま市における、私の叔母の太田まり子の死因、これはあの、ええ、一ヶ月近く経って轢逃げとして処理されております」(カクタ)「はい。」(私)「が、実際は、真相は撲殺、殺人だと思われます」

反P1下(私)「でしたら監察室におつなぎいただきたいのですが」(カクタ)「あ、あの、さきほどお伝えした答えの通りですので、こちらでお話をうかがう形になります」

反P2上(私)「はい、それを再捜査ねがいたいのですが。具体的な偽装の方法は、解剖した医師が、虚偽診断書等作成罪をおかしています。死因の所見欄の虚偽記載をしております。また、関わった司法警察員

が捜査において、故意に犯罪捜査規範もしくは検視規定に違背することによって、この両者が連携して偽装を行っております。おわかりいただけましたでしょうか?」(カクタ)「ええ、概要はわかりますけど、すいません、どこを、どの点を捉えて、というのが全くわからないので、」

反P2中(私)「はい、あのう、私が警視庁に、その一ヶ月前に、被害届を提出しまして、そこで回答期限を設けてたんですが、その回答期限日の当日の死亡だからです。すなわち状況的に、蓋然性として、殺人が強く推定される状況です。その脅迫の目的は言うまでもなく、被害届の隠蔽です。そう思うのが普通ですよ?」(カクタ)「う、すいません、ちょっと、おっしゃっている内容が、意味がわからないんですけれども」

反P2中(カクタ)「すみません、ちょっとわからない、つてのが答えになるんですけれども、次の質問をさせてください。で、うう、その撲殺されたその理由なんですけれども、」(私)「あの、まず直後の態様が変死であり、およそ交通事故ではないんですよ、で、解剖も実施されてる、ますんで、これはおそらく司法解剖だと思います。当初、司法警察員は変死と判断して解剖を依頼しているわけです」(カクタ)

「はい。」(私)「はい、で、あわせて回答期限当日に亡くなってるっていう状況は、「この死体が無言の回答である」という、ま、ドラマの設定のような無言の脅迫の意図である可能性が極めて高いですよ?」で、ええ、直後の態様の変死でして、交通事故として当たり前の物証が出ていない、当初は交通事故らしいことは何も言ってなかったらしいです。それから、さい、ええ、左折の巻き込み、トラックによる左折の巻き込み事故のはずなんです、頭部以外に目立った外傷が無く、頭部だけが陥没でほぼ即死だった、しかも乗っていた自転車も本人の手足もほぼ無傷である、これでさつ、左折の巻き込み事故というのは極めておかしい、不審です。まだまだ更にありますが、申し上げますか?」

反P3中(カクタ)「はあ、であると、うん、再捜査はあくまで浦和西警察署への要望になりますので、こちらではないので」(説明)発言類型5 無視 無根 職責放棄 無意味 威力 これは虚偽と思われる。内部牽制の問題として再捜査するのは別の部署になるはず

(私)「そんなのはとっくに当たっております。それじゃ、犯人に、あの、差戻しているのと同じ事でしょう? それでは、は、捜査が進まないんで監察室を指定しているんですが。堂々巡りにさせたいのはわかりますが、それとも直接、公安委員会に連絡したほうがよろしいんでしょうか?」

反P4上(私) (苦笑)根拠って? いや、根拠はだから蓋然性として殺人が強く推定される状況だから調べ直してください、と言ってるんです。反P4上(カクタ)「だから、何をもって? って言ってるんですよ。そこを指摘していただかないと」(説明)発言類型8 無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 これでは子供の水掛け論です。既に指摘した高度の恣意性だけで充分であり、偽装の方法まで答える必要は有りませんし、そもそも捜査機関ではない一般個人には確定不可能です。これは捜査機関としての優位性、つまり本来証拠を一手に握るべき立場を利用した職権濫用です (私)「あの、監察室と連絡を取りたいのですが」反P4上(カクタ)「だから、監察室にはおつなぎできませんよ、って一番最初にお伝えしておりますよね?」(説明)無視 無根 職責放棄 無意味 威力

これで三度目の要請ですが、私が監察室を指定した電話に勝手に出ておきながら、つながない理由を最後まで示していません。群馬県警では広報室経由で監察室に取次がれた実績があります。手続妨害による隠蔽です (私)「あの、あなた、しょ、公務員職権濫用罪に直結するようなことをおっしゃってますけど」(カクタ)「何が職権濫用罪なんですか?」(私)「いや、何が、当たり前に、殺人の嫌疑を指摘されながら、それを意図的に無視しようとしてますよね?」反P4中(カクタ)「ですから嫌疑を指摘されるなら、どこが、って

「このことを指摘してください」(説明) 発言類型8 無視 無根 職責放棄 白痴化 威力 (私)「どことは? あ、じゃ、続けますね。続けますよ」(カクタ)「はい、どうぞ。」(私)「ええ、通夜に立ち会った私の父を含め兄弟達は「妙な死に方だ」と口を揃えていました。で、逮捕の決め手となったと言われる防犯カメラの映像を遺族に見していません。公判でどういう公判が行われたか知らん、知りませんが、見せていません。で、その映像も合成の可能性があります。さらに、該当車両の運行記録を調べれば、現場付近で待ち伏せしていた状況がおそらくわかります。タコメーターとかですね。この轍逃犯自体は雇われ犯の可能性もあります。しかし、少なくとも、その車両が実際かんれ、関係しているのであれば、運行記録を調べればわかると思います。待ち伏せしています。おそらく。それから逮捕から約10日も経ってからの新聞報道も不審です。おそらく検視の規定の一ヶ月を超えないよう、バックデートで交通事故に処理したものと思われる。それから場所や時間帯からみて、当然居るべき目撃者が居ないことも極めて不審です。金曜日の朝の8時台です。おそらくは、殺人を実行しやすくする為に、事前に人払いが実施されていたと思われる。ですから証拠として、私の被害届提出前と後の該当交差点の横断者数のデータを比較すれば、たぶん、桁違いに、あの、数が違っていると思います。この人払いが事実であれば、包囲網の存在を示唆しております。この人払いは当然、殺人予備罪です。とゆうか、事前に迂回していた人々は事前に殺人を知っていたということですので、当然、殺人罪の共犯になります。それから、たとえ本当に交通事故だったとしても、百歩譲ってそうだったとしても、状況的に殺人である可能性は極めて高いですね。で、この容疑者の携帯やパソコンなど、ネットのアクセス記録を調べれば、おそらくは、私に関するサイトに辿り着く、着けるだろうと思われる。さらには、この容疑者の経歴を調べれば、警察と息、警察の息のかかった人間である可能性は高いです。そういったところが不審点です。おわかりいただけましたか?」(カクタ)「はい、お話されてるのはわかりました、はい」(私)「それが記録されてます。全部」(カクタ)「わかりました。はい」(私)「いや、わかりましたって、じゃあ、折り返し、なん、至急対応していただけるんですよね? これ、警察による重大な犯罪です。道義的に責任が警察にありますからね。至急対応して何らかの返事を下さい」反P5中(カクタ)「お答えができるかどうかの約束はできません」(説明) 抗議を無視 無根 職責放棄 威力 その後何の連絡もありません。私が内部牽制を求めていたのは明らかですから、訴えた高度の恣意性を否定するのであれば、警察の職責からくる予見可能性の観点からも申出人本人に理由を告知するのが手続として当然です。しかもそれを明確に要求されているのに無視するとは何事でしょうか? もちろん信義則(民事訴訟法2条他)違反でもあります。何よりも訴えを否定する根拠を今日まで全く示していないことが極めて不当です。

以上

令和 1 年 6 月 13 日

前橋地方裁判所民事第一部 御中

原告 今井豊

## A II 準備書面(7)

本書は頭書事件で実施された本人尋問の記録を踏まえ、補足します。

### 第 1 訴状の「第 1 請求の趣旨」を以下のように訂正します

#### 1 被告は原告に対し 10 万円を支払え(今回は試験訴訟です)

後述の通り、埼玉県警職員らは不当な対応を重ね、私に加害しました。

これらは、包囲網の威力によって社会的妥当性の基準を歪めて犯罪の隠蔽を狙うものです。摘発後の包囲網の各人に請求すべき慰謝料の性質は共犯たる責任、つまり共同不法行為責任であり、その基本金額は、一人当たり 3,000 万円と想定しております。

但し、直接的に私にかかわった人々についてはこの内訳が在り、この共犯たる責任と本件不法行為による賠償責任が半々と想定しております。

なお、既述の基本金額の法的位置付けについては検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

今回は本件不法行為によって直接被った精神的損害についての請求です。

### 第 2 包囲網の実在の強調

包囲網の概要については被害届 2018 に記述の通りであり、本件を含め、各事件の事件性の高さ(蓋然性)は、恣意性一覧表に数字で提示した通りです。

各事件が何ゆえ私に集中するのかという観点から、相互関連性を俯瞰的に総合するならば、包囲網の実在の蓋然性の高さを嫌でも認めざるをえないと思います。

例えば、何ゆえに群馬県警がことごとく理不尽な対応を行うのかという動機を辿れば、もっと大きなもの、つまり本件殺人の隠蔽の為なのではないかと考えざるをえないはずです。

要するに、数字で考えれば、信じないことに合理性は無いと思います。

これに対して「原告自身が見たことが無いのに～」というのは詭弁(検察の模倣による威力)であり、それはさて置き式で、合理性が有りません。

### 第 3 埼玉県警に訴えた時機についての釈明

まず、事故直後の 20090303 に東村山署にてサワダに脅迫の為の殺人等を訴えておりますから、埼玉県警に重複して訴える必要はありません。

それよりも、事故直後に各マスコミに e メールで告発を凶ったのですが、それがことごとく無視されたことによる精神的ショックは極めて多大だったため、包囲網の強大さと脅威を実感して絶望し、正直なところ、もはや為す術が無いものと半ば諦めました。

永らく続いたこの状況も、民法上の一種の「脅迫下の心裡留保」だと思います。

しかし、2015 年からの猟銃脅迫事件が起きたことにより事情が一変しました。蓋然性の問題として、このような露骨な脅迫劇を二つとも葬ることは、いくらなんでも不可能だと思ったからです。「なにゆえ今更、寝た子を起こそうとするのか?」20150203 文書 20160606 には内閣官房長官、法務大臣、検察庁長官、三県警本部長に捜査要求の内容証明を送りました。

2017 年には営農出荷での価格操作が凄まじく、生活難による生命の危機が切実になった為、以後の営農の当面休止に追い込まれ、背水の陣で告訴活動に専念することにしました。座して死を待つよりも、せめてもの反撃を試みようということです。

2017 年になって相次いで埼玉県警に電話しているのは、その頃に行っていた一連の告訴活動、もしくは前橋地方裁判所沼田支部平成 29 年(ワ)第 26 号 慰謝料請求事件の為だったと思います。

#### 第 4 埼玉県警に訴えた主な事件性

埼玉県警に訴えたのは、①警視総監宛の被害届が無視され、②その回答期限日に叔母が殺害され、③その殺害を埼玉県警が交通事故に偽装したと思われること、それが「被害届を忘れなければ、叔母のように殺すぞ」という私の生命への無言の脅迫であるということ。更には、④それを東村山署でサワダに訴えたのに、隠蔽したことです。

これらの訴えの意味として、両県警は極めて凶悪なテロ組織であるということ。

詳細は原告の準備書面(4)の通りですが、上記について以下にご説明します。

但し、本件各不法行為の時点で、必ずしもこれらを十分に説明できたわけではありません。あくまでも、最新の認識としてであり、現時点で捜査機関がこれらを無視する正当性はどこにも無いということを強調するものです。

- |                            |               |
|----------------------------|---------------|
| (1) 警視庁による被害届(包囲網の摘発要請)の隠蔽 | H30 ワ 355 号事件 |
| (2) 被害届の回答期限当日に叔母が変死した不審   | H30 ワ 413 号事件 |
| (3) 警視庁によるサワダ面会(二つの要請)の隠蔽  | H30 ワ 355 号事件 |
| (4) 轢逃げ事故の捜査や公判の不審         | H30 ワ 413 号事件 |
| (5) 恣意性一覧表が示唆するもの          |               |

##### (1) 警視庁による被害届(包囲網の摘発要請)の隠蔽(99.99999%以上)

以下の通り、この被害届を無視することの違法性は自明のはずです。

「具体的犯罪事実が書いてなかったら、無視されてもしかたがないでしょ?」との抗弁に対し、いいえ、決してそんなことはありません。

そもそも、捜査の端緒というものは、そのように限定されてはおりません。

また、趣旨が不明の場合は届出人本人の意思を確認すると犯罪捜査規範 65 条に明記されていますから、無条件に、理由を告知しない不当な受理拒否(同 61 条)に当たります。

事件性が無いと判断したとしても、その理由を必ず告知する必要が有ります。

なおこれは告訴状についての規定ですが、被害届にも準用されているはずです。

しかし規定など有ろうと無かろうと、警察の職責や、人がどんな時に被害届を出すかという

手続目的を考えれば、無視するなどという選択はそもそもありえないと思います。

しかも私の場合は、正当な納税者が、回答期限を明記した、警視総監宛の、書面による、被疑者多数の、被害届ですから、無視すれば信義則の他に何重にも違法な差別的取扱です。

### **記載内容の重要性**

冒頭頁に、①肖像権の侵害(ネット犯罪)及び営業妨害、②加害者が首都圏全域、一億人の犯罪(つまり公益の侵害)、と明記していました。

③顔パス(挙手した客を乗せようとして停車すると、客に逃げられる)現象が一日に何十回も有ったこと。 一生に一度もこんな目に遭わない運転手が大半だと思えます。

④会社の平均売上データが私個人の出番日と露骨に連動していたこと。

当時の首都圏の夜の街は、包囲網による引き籠り運動の展開によって大氷河期に在りました。それを私に逆恨みした暴力団が、殺人ぐらい起こしても、一向に不思議ではありません。

このデータこそ、当時の包囲網にとっての「不都合な真実」であり致命傷なのです。

⑤実車率データも露骨に低かったこと。 その意味は業界人なら誰でもわかります。

以上の③から⑤だけでも総合すれば、広範な包囲網が存在するのは歴然としており、データを確保するだけで捜査に入れたはずですし、少なくとも否定する根拠など有り得ません。後は、対向車による幅寄せや蛇行運転など、数々の日常的危険行為と、周りを徘徊する警察関係者(ストーカー行為)、などを書き連ねていました。

警察の職責から見て、これらの記述を根拠無く看過できたはずはありません。

### **(2)被害届の回答期限当日に叔母が変死した不審(99.80%以上)**

示した数字は、年齢 70 過ぎの女性が亡くなる確率は五千分の一くらい、これに脅迫の対象となりそうな親戚の人数 10 人を掛けた概数です。

問題は、主人公の身内を殺して、その死体を見せしめにして主人公を脅迫し、その行動を抑止しよう、というようなテレビドラマや推理小説等の設定が極めて一般的であることです。つまり経験則として広く浸透しており、本件殺害はその設定の模倣と思われます。

その無言の脅迫の意図は「先の被害届を忘れなければ、次はお前がこうなるぞ」です。

私としては、警視庁が被害届を無視したことの方が、よほど事件性は高いと思っています。なお、何も殺人が起るほどの話でもないだろうとの指摘に反論しますと、既述の夜の街の住人達からの逆恨みの他にも、被害届 2018 に記述の通り、叔母の変死の約一ヶ月前には、私の所属会社で単車との死亡事故が起きており、その件からの逆恨みの線も在ります。

### **(3)警視庁によるサワダ面会(二つの要請)の隠蔽(99.00%以上)**

20090303 午後、事前予約のうえ東村山署・サワダを訪ね、先の被害届の説明をし、包囲網の摘発と、脅迫の為の殺人、を訴えた事実を警視庁が隠蔽しております。

この隠蔽の犯罪性はあまりにも自明なので説明を省略します。

私はサワダの風貌や声を憶えていますから、当時の職員名簿から特定できると思えます。

示した数字は、私がわざわざ虚偽告訴罪を背負ってまで嘘はつかないという、信義則というか経験則によるものですが、既述の通り、恣意性一覧表を俯瞰的に総合すれば、遡って、こ

れも警視庁の隠蔽であることの蓋然性を極めて強く感じていただけるはずです。要するに、推して知るべしであり、その場合の数字は限りなく(1)に近いと思います。埼玉県警も同じ警察ですから、隠蔽の犯罪性はよくわかったはず。

#### (4) 轢逃げ事故の捜査や公判の不審(99.99999999%以上)

当り前に殺人の疑いを持ち、殺人を前提とした捜査をすべきところ、しなかったことは極め付けに不合理に事実を否定しており、本来これで公判として通るはずはありません。

#### A 事故現場の手前が飛び切り見通しの良い立地条件であること(99.99%以上)

現場の手前は、車道と歩道との間の視界を遮る物の無い、長い直線区間が続いているので、叔母の姿は嫌でもずっと視界に入っていたはずなのに、その間ずっと最後まで気付かなかったなどということは蓋然性として有り得ないので、運転者の供述は虚偽です。

その証拠として、この事故車両と同型のトラックの実走による再現実験を行って、運転席からの視点による映像を撮って、その映像を解析して、何度の視角に何秒間収まっているか等の実測データを確保したうえで、同様の立地条件の他の場所での過去の事故事例を調べ、この事故と比較検証して見るならば、これに殺人の疑いを持たなかったことの不都合が、客観的かつ合理的に、判明するはずです。

#### B 巻き込みでもないのに死亡に至っていること(90.00%以上)

交差点の直角の左折ということは、物理的にも必ず徐行せざるをえない場所であり、その直後ですから、もし衝突しても普通はすぐに停まれるはずですが、

また、トラックによる交差点左折の死亡事故では、圧倒的大半が、巻き込み事故のようですが、この事故は巻き込みではありません。

それなのに死亡しているということは、速度超過であったか、もしくは故意に止まらなかったか、のいずれかが疑われますが、いずれにしる故意を強く示唆しています。

要するに、AとBに殺人の疑いを持たなかったことに合理性など無いと思います。

同条件の事故の統計を開示させれば、極めて稀有かつ故意の比率が高いと思われれます。

被告が書いている通り、捜査というのは刑事訴訟法に基く行為です。

刑事というのは、つまるところ、故意の疑いを持つことだと思います。

(警察が事件性と言う時は、刑事とほぼ同義だと思います。)

しかるに、業務上過失致死罪というのは、分類上は刑事ではあるものの、その実質は、故意を否定し、過失として判定するものです。

これが当り前の公判であれば、「～などから故意が強く疑われたので、動機に当るものが無いかどうか捜査したが、見当たらなかった」というような記述がなされたはずですが、

つまり、原告が準備書面(4)に列挙したような刑事的観点が根拠無く欠落しています。

これでは刑事判断として、明らかに事実認定の基本原則に反しています。

そして、機関毎の相互牽制という制度の前提を考えれば、警察、検察、裁判所の刑事司法三機関が揃って故意の疑いを看過するなどということは、蓋然性として、有り得ません。

従って、この公判は刑事司法三機関の共謀による偽装であると断定できます。

### C 司法解剖が実施された経緯が不審であること (90.00%以上)

司法解剖というのは、定義上、変死の疑いを持った場合に行うものであることから見て、交通事故としての死因を特定する為だったとする答弁は不審であり、また、原告が参加した通夜の時に見た限りでも、不必要に分厚い包帯が、丁寧過ぎるほどきれいに巻かれていたことから推測して、遺族の目から殺害の真相(死因)を隠す為の口実としての『包帯解剖』だったこと、つまり、職権濫用による偽装工作が強く疑われます。

また通夜直後の父や叔父の話では、叔母の頭部以外には目立った外傷は無く、しかも乗っていた自転車もほぼ無傷だったので不審な死に方だと口を揃えていたことから、それであれば、およそ交通事故とは思えない熊様なので、真相は撲殺という疑いも残ります。

そういう熊様だったから、埼玉県警も最初は変死の疑いを持って司法解剖したのに、その後見方を変えたのではないかとという別の疑いも有ります。

したがって、その死体検案書の提示と、司法解剖を実施した経緯の説明を求めます。

### D 決め手の映像を、公判の証拠にしていないこと (99.00%以上)

逮捕の決め手となったと報道された映像であり、衝突の瞬間の状況を始め、この事故に関して、様々な点で鍵を握る証拠であると思われるのに、それを証拠として提出しないほうも、提出を求めないほうも、極めて不審であり、殺人を示す決定的な映像であるがゆえに、それを隠蔽する意図ではないかと強く疑われます。

もし、本当に何も映っていないのだとすれば、逆に、全てが供述の鵜呑みの疑いが強いです。

### E 交通事故として当り前の物証は有るのか? (90.00%以上) ブレーキ痕や破片や塗料など

- ・本当に交通事故か?
- ・本当に伊勢崎が犯人か?
- ・叔母を側道まで運んだのは本当か? 真犯人による側道上での撲殺の疑い

### F 被疑者の行動の必然性は有るか? (99.00%以上)

- ・待ち伏せの疑い 叔母の自宅または現場付近での不審な停止状態は無いのか?
- ・この時間帯にこの交差点で左折する必要は有るか?
- ・事故車両の運行記録(タコメーターなど)は調べたか?

### G 故意ではない証拠は有るのか? (99.00%以上)

- ・ブレーキ痕の位置は? 推定される衝突時のスピードは? タイミングは適切か?

### H この事故のその他の事件性 (90.00%以上)

- ・目撃者がいない不審 副都心の金曜の朝の 17 号上の交差点 迂回と多数の共犯者の疑い
- ・逮捕日から約 10 日も経ってからの新聞報道(さいたま新聞) バックデート処理の疑い

### (5)恣意性一覧表が示唆するもの(99.99999999%以上)

なにゆえ全機関がそのような不当な対応をするのかという動機を考え、俯瞰的に総合するならば、彼らが包囲網であり、包囲網が実在することのみならず、遑って各事件の事件性を極めて強く感じていただけるはずです。要するに、推して知るべしということです。

以上の(1)から(5)が脅迫の為の殺人を示唆する主な事件性です。

数字で示した通り、これら全てが偶然に重なる確率は、まさに天文学的に小さいものです。99.00%以上の蓋然性というのは確信して当然ですから、信じないことに合理性は在りません。これが殺人や脅迫であるという私の訴えに同意した人は、今まで誰も居ませんが、ではどこがどうわからないのか?について合理性を示した人も居ません。これを脅迫殺人と認めないことは、包囲網としての踏み絵だと思っています。

## 第5 不法行為に関する説明

5つとも、一貫した動機の、組織的な、私の生命への無言の脅迫だと思っています。

元より無言の脅迫というものは、その性質上、全体の態様による蓋然性として判断すべきものだと思いますので、不法行為は本来一つとすべきだったかとも思われますが、しかし、1は偽装という実行行為であり、2から5は不作為であり、形態が分かります。

そもそも、刑事の問題を民事で裁くことはできないという論理もあろうかとは思いますが、起訴独占機関である検察による隠蔽も同時に訴えている、私の特殊事情をご理解下さい。

## 第6 埼玉県警の不当性の焦点

### 1 反社会性(公序良俗違反(民法 90 条)や信義則違反(民法 1 条 2))と犯罪性

要するに、当り前の蓋然性を認めないことと、その理由を示さないことです。

その狙いは、包囲網の威力によって、社会的妥当性の基準を歪め、つまり、公序良俗を偽装して犯罪を正当化することです。

それが可能なのは、ひとえに包囲網の強大さゆえであり、その動機は社会的村八分です。

言わば、社会全体で裸の王様を演じているようなものです。

このことを以下にご説明します。

私が埼玉県警に訴えていたのは、毎回常に、生命に対する無言の脅迫被害であり、それが最大要素だったはずなのに、毎回常に、それを否定する理由(合理性)を示していません。

言い換えると、毎回常に、根拠無くわかろうとしないということであり、毎回常に、理由を告知しない不当な受付拒否だということです。

また、根拠無く最大要素を欠いているのですから、判断できるはずがないのに、全て適正な捜査であったと答弁しているからには、その答弁の全てが虚偽であると言えます。

最大要素の欠落というのは、すなわち、事実の否定ですから、極め付けの社会不正義です。そもそも警察や検察や裁判所などの強大な権力(強制力)を有する機関には、暗黙の社会的要請として、合理性と説明責任が前提されているはずです。

逆に言えば、合理性に担保された裁量ないし自由心証主義であるはずです。

これらは人権の歴史から考えても、当り前のことです。

重要なのはその**犯罪性**です。

当り前の蓋然性の一例として、稀有な行動の裏には、何か特別な動機が在るはずだという経験則が挙げられます。

例えば、警視庁が期限付きの被害届を無視したことを違法と感ずることであり、奇遇な轢逃げについて殺人や脅迫の疑いを感じることであり、無意識下の至近距離からの発砲を違法と感ずることであり、その後の一連現象を脅迫と感ずることです。

最大要素の欠落という自明の無効性と、常にという常習性、更には、抗議も常に無視して来た点、のいずれも極めて稀有な選択であり、その三点を総合すれば、故意と断定できます。

そしてそのような対応は、通常であれば、いずれ破綻を来たすことも自明ですから、破綻を来たさないような、何らかの特殊な前提を置いていることが必然的に推定されます。

その前提としては、問答無用の受付拒否、不公平な裁判や原告の殺害などいくつか考えられますが、これまでの経緯を振り返れば、包囲網の圧倒的な組織力によって公序を偽装して犯罪を隠蔽しようとしていることは間違い無いと思います。

要するに、職権濫用による隠蔽と脅迫であり、その狙いは組織力による公序の偽装です。

本件の轢逃げ事故の公判こそが、公序の偽装の典型です。

もう一つの典型は群馬県警の猟銃事件であり、いずれも絵に描いたような脅迫劇です。

いずれも極め付けの不合理が堂々と通ってしまっている点が、公序の偽装です。

公序の偽装は、過去の事例等との比較検証によって、ある程度抑止できると考えます。

## 2 事件性の隠蔽

訴えた当り前の事件性を根拠無く無視したこと、それが警察法 2 条や犯罪捜査規範(合理捜査(4 条)・総合捜査(5 条)、同取扱規定(61~65 条))や刑事訴訟法 239 条 2 などの職責への違背に当たる、告訴の妨害であることです。

殺人に時効は無いのに、また、犯罪の予防等の職責や内部牽制が要請されているのに、しかも証拠を示して犯罪を訴えているのに、何を今更、とか論理法則に反した答弁を重ねました。

## 3 予見可能性に基く結果回避義務への違反 前項とほぼ同様です

## 4 生命の危機の看過

脅迫の為の殺人の脅威が、切迫した生命の危機であることに疑いの余地はありえません。

反射的利益を超えた、生命に対する権利(憲法 13 条、自由権規約 6 条)の侵害です。

特に警察の場合、その職責に基く作為義務違反であり、不真性不作為犯に当たります。

## 5 平等権(憲法 14 条)の侵害

極めて稀有な対応というものは、同時に私限りの差別的対応でもあります。

私と同様に無視されれば、誰も警察を利用できなくなることから自明です。

警察が保有する統計情報を開示させれば証明できると思います。

## 6 その他人権侵害

被害を認識し、訴えているのは私なのに、それを理由も無く無視すれば、被害が解消(手続目的)するはずはありませんから、自決権や適正な手続を受ける権利の侵害です。

## 第 7 被告側の答弁に包括的に反論します

他の答弁も同様なので、次の一文に対し包括的に摘示します。

平成 31 年 3 月 28 日付の被告の準備書面(2)より抜粋 2 頁目最上段

第 1 原告の準備書面(4)に対する反論

1 同準備書面Ⅲ(私の主張の要旨)記載の事実を争う。

(1)原告は、「不当性の類型①」において、「警察が被害届を無視して、その回答期限内に親戚が変死すれば、一般人の誰もが脅迫の為の殺人と思うはず」と主張する。

かかる原告の主張の要点は、「親戚の変死」は実は殺人行為によるものであって、なおかつ、かかる殺人行為は、原告に対する「脅迫」行為(「脅迫の為の殺人」としてなされたものである)とすることにある。

しかしながら、原告の「親戚」とされる訴外亡太田は、平成 21 年 2 月 20 日発生の交通事故により死亡したものである(乙第 1 号証)。

これに対し、本訴訟において、原告からは、訴外亡太田の死亡原因は交通事故(乙第 1 号証)ではなく、原告に対する「脅迫の為の殺人」であったとの主張を裏付ける証拠の提出はない。

したがって、上記原告の主張に根拠はない。

※乙第 1 号証とは、さいたま地方裁判所 平成 21 年(わ)第 474 号 調書判決とさいたま地方検察庁 平成 21 年 3 月 30 日付 平成 21 年検第 200675 号 起訴状のセットのことです。

★この両文書とも、原告の指摘通り、故意の疑いに一切触れておりません。

被告が書いている通り、捜査というのは刑事訴訟法に基く行為です。

刑事というのは、つまるところ、故意の疑いを持つことだと思います。

刑事的視点ないし故意の疑いとは、既述の A～H 全てですが、特に F と G です。

機関毎の相互牽制という制度の前提を考えれば、警察、検察、裁判所の刑事司法三機関が揃って故意の疑いを看過するなどということは、蓋然性として、有り得ません。

従って、この公判は刑事司法三機関の共謀による偽装であると断定できます。

★1 結局、上記「～思うはず」との私の主張に対する認否を示しておりません。

これは論理の摩り替えです。

思わないと言うのなら、既述の以下の項目毎の合理性(想定確率)を示して下さい。

(1)警視庁による被害届(包囲網の摘発要請)の隠蔽(99.999999%以上)

(2)被害届の回答期限当日に叔母が変死した不審(99.80%以上)

(3)警視庁によるサワダ面会(二つの要請)の隠蔽(99.00%以上)

(4)轢逃げ事故の捜査や公判の不審(99.99999999%以上)

A 事故現場の手前が飛び切り見通しの良い立地条件であること(99.99%以上)

B 巻き込みでもないのに死亡に至っていること(90.00%以上)

C 司法解剖が実施された経緯が不審であること(90.00%以上)

D 決め手の映像を、公判の証拠にしていないこと(99.00%以上)

E 交通事故として当り前の物証は有るのか?(90.00%以上)

F 被疑者の行動の必然性は有るか?(99.00%以上)

G 故意ではない証拠は有るのか?(99.00%以上)

H この事故のその他の事件性(90.00%以上)

(5)恣意性一覧表が示唆するもの(99.99999999%以上)

**★2** 「～交通事故により死亡したものである(乙第1号証)」については、以下の三つの点で論理法則に反しており、また、無根であり、虚偽ないし事実を否定しております。

●論理法則に反しています

①誰でも犯罪を犯す恐れは常に在ることから、公判が終わっていることだけを以って、その公判が適正であったとは言えませんし、交通事故であったことの証拠にもなりません。

②具体的な指摘に対して、いくら公判一般の公信力を訴求しても無意味です。

③そもそも犯罪に対して適法性の推定はできません。

●無根であり、虚偽ないし事実を否定しています

乙第1号証には以下のことが書いて有りません。

つまり、原告の指摘に答えていませんから、抗弁にも証拠にもなりません。

捜査が終わっているという答弁が虚偽でないなら、当り前に答えて下さい。

以下のような、公判資料では判らないような、捜査内容を問うております。

E 交通事故として当り前の物証は有るのか?(90.00%以上)

F 被疑者の行動の必然性は有るか?(99.00%以上)

・待ち伏せの形跡は? 叔母の自宅或いは事故現場付近での不審な停止状態は?

事故車両の運行記録(タコメーターなど)は調べたのか?

・この時間帯にこの交差点で左折する必要は有ったのか?

G 故意ではない証拠は有るのか?(99.00%以上)

ブレーキ痕の位置は? 推定される衝突時のスピードは? タイミングは適切か?

**★3** 「これに対し、本訴訟において、原告からは、訴外亡太田の死亡原因は交通事故(乙第1号証)ではなく、原告に対する「脅迫の為の殺人」であったとの主張を裏付ける証拠の提出はない。」は、以下の二点から、虚偽ないし事実を否定しております。

●第一に、原告は、甲9(事故現場付近のストリートビュー)を証拠として提出済であり、これは被告にとってまさに「動かぬ証拠」ないし「不都合な真実」であるはずです。

●第二に、原告が訴えて来た事件性の全てが状況(間接)証拠であり根拠です。

それは話の流れとして、当たり前であり、具体的に不審点を指摘し、かつ蓋然性の数字を示したうえで、この捜査や公判の犯罪性や無効性を訴えている以上、また、それを否定できる根拠を示せない以上、その全てが証拠です。

もとより無言の脅迫というものは、その性質上、全体の態様による蓋然性として判断すべきものであって、その蓋然性こそが唯一の状況(間接)証拠であるのが常だと思います。

そもそも、刑事の問題を民事で裁くことはできないという論理であるなら、起訴独占機関である検察による隠蔽も同時に訴えている私の特殊事情に対して、成り立ちますか?

**★4 「したがって、上記原告の主張に根拠はない。」は、被告のほうこそ、根拠は無い。**

●証拠が無いから根拠も無いという意味だと思われませんが、既述のように、甲9を提出済ですし、もしこれが証拠にならないという意味だとしても、原告が準備書面(4)等において示している極めて高度の事件性が、根拠にはならないとする根拠を示していません。

無いから示せないものと思われませんが、もしそうであれば、二重の虚偽になります。

証拠も根拠も無いのは、まさに被告のほうであることは自覚しているはずですから、原告に言われる前に先に被告から言ってしまうという、児童に等しい、顕著な虚偽です。

●●**答弁の不当性のまとめ**

要するに、それはさて置き方式で、原告の訴えを一切無視し、根拠無く葬ろうとしています。総じて論理の摩り替えであり、論理法則違反であり、著しい信義則違反であり、それによって、原告の訴えを一切無視していますから、自決権等の侵害であり、公序良俗違反です。

法曹には、これらの不当性が自明のはずですから故意です。

そもそも捜査機関が自ら犯罪を隠蔽しておきながら、証拠は有るのか?と居直ること自体が逆鱗行為であり、それに加担する弁護士も同罪であり、著しい社会不正義です。

つまるところ、補充捜査を行うしか抗弁の余地は在り得ないのに、それを頑なにわかろうとしないことこそ、捜査機関として極めて不審です。

**★被告は、不法行為2(内容証明)について、取扱記録が見つかったのなら証拠として提出して下さい。**

## 第8 貴裁判所への確認

お訊ねしてよいものかわかりませんが、以下の原告の申立は結局どうなったのでしょうか?

証拠保全、文書提出命令、文書特定手続、無効確認、証人尋問

繰り返しますが、貴釈明か証人尋問によって、既述の事件性の焦点について、何を何%と見たのかを被告に訊ねれば、最大要素の欠落あるいは合理的根拠が無いことが判明すると思います。

公序の偽装が裁判所を前提にしていることも自明ですが、私としては手を尽くすだけです。

以上

番号	標目	媒体等	立証趣旨
甲1 (埼玉県警)	轢逃げ犯逮捕 さい たま新聞 記事 2009. 3. 22～24付	コピー 作成者:さい いたま新聞	立証すべきは訴状A IIの時系列的事実経過欄の④の事実です。 浦和西署が2009. 3. 13に伊勢崎友信を轢逃げ犯として逮捕した時の新聞報道記事です。 逮捕から報道までに10日以上経っている点が不審です。 <u>逮捕の決め手は近くの飲食店の防犯カメラであること、トラックで左折の際の巻き込み事故であること、仕事を失うのが怖くて逃げたとの供述。</u>
甲2 (三県警)	2016. 6. 6 前橋中央 郵便局から出した、 六機関への捜査要求 の内容証明郵便	コピー 作成者:原告	立証すべきは訴状A IIの時系列的事実経過欄の⑤の事実です。 前橋中央郵便局(前橋市城東町1-6-5) 内閣官房長官、法務大臣、検察庁長官、警視総監、埼玉県警本部長、群馬県警本部長宛に発信し、事件性を強調して捜査を求めました。 捜査要求1が脅迫殺人(告訴状A)、捜査要求2が猟銃脅迫(告訴状B)であり、 <u>埼玉県警には捜査要求1を送っています。</u> <u>埼玉県警が殺人を交通事故に偽装したと書いてありますし、理由を告知せずは無視することは犯罪捜査規範65条違反であり警視庁と同様です。</u>
甲3 (埼玉県警)	2017. 5. 1 10:56 私の自宅から浦和西 署・ニイムラへの通 話録音(照会) 反訳書	USBメモリー プリント原本  作成者:原告	立証すべきは訴状A IIの時系列的事実経過欄の⑥の事実であり対応の不当性です。 詳しくは反訳書の通りです。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)、浦和西署(さいたま市中央区上峰3丁目4-1) ①交換手の非かもしれませんが、私が監察室を指定したのに、 <u>監察室につながらなかった理由を示さなかったことは、信義則(民事訴訟法2条他)違反です。</u> ②ニイムラは私が被害届と脅迫殺人やその偽装を説明している間、否定的返事は無く、何一つ反論しておりません。 それなのにナガセには私の主張が何一つ引き継がれておりませんでした。 これも信義則違反であり非常に侮辱的対応です。 ③特に、 <u>ニイムラは刑事課でありながら、私が重大な事件性を指摘し内部牽制を求めているのに、事務的に交通課につないだことは重大な過失です。</u> もともと偽装したのが交通課なのは明らかですから、これでは犯人に引き渡しているのと同じです。
甲4 (埼玉県警)	2017. 5. 1 12:39 浦和西署・ナガセか ら私の自宅への通話 録音(回答) 反訳 書	USBメモリー プリント原本  作成者:原告	立証すべきは訴状A IIの時系列的事実経過欄の⑦の事実であり対応の不当性です。 詳しくは反訳書の通りです。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1) まずナガセは「捜査をしたか確認したい、とお電話いただいたとのこと」と内部牽制を求めた照会内容をすり替えようとしています。 また、 <u>ニイムラに訴えた内容を全く聞いていないような口ぶりですが、二人のどちらに非があるにせよ、信義則(民事訴訟法2条他)違反です。</u> <u>交通課・事故捜査係・ナガセは、私が訴えた脅迫殺人の偽装について、否定する根拠を何も示さぬまま「とにかく処理済」と繰り返しました。</u> <u>彼の弁は、叔母の死について行われた捜査が適正であったことの証明ではなく、ただ捜査一般を述べているに過ぎませんから、答えになっていません。</u> <u>これは①私の生命の危機の訴えを無視していること、②著しく不合理であり信義則違反であること、から業務上の故意又は過失であり不法行為です。</u> また、これは脅迫を信じないことによる隠蔽であり、事実を否定する判断であり、適正な手続を受ける権利の行使の妨害であり、職権濫用です。
甲5 (埼玉県警)	2017. 10. 02 11:35 私の自宅(みなかみ 町上牧3158-1)から 埼玉県警本部(さい たま市浦和区高砂三 丁目15番1号)・相談 センター・カクタへ の通話録音 反訳書	USBメモリー プリント原本  作成者:原告	立証すべきは訴状A IIの時系列的事実経過欄の⑧の事実であり対応の不当性です。 詳しくは反訳書の通りです。 ①延べ三度、監察室への取次ぎを要請しましたが、「 <u>監察室へつなぐことはできない</u> 」と根拠無く拒否しました。この発言は虚偽であり信義則違反です。 特に、私が脅迫殺人の概要を説明し、埼玉県警による偽装と事件性を強調したのに、 <u>それに何ら反論せず、つまり事件性を否定する根拠を何も示さずに、</u> <u>取次がなかったことは内部牽制機能の放棄です。</u> ②太田まり子の死因の偽装の方法が死体検案書の死因の所見欄の虚偽記載であると指摘し、私は遺族ではないので開示請求が不可能な文書であることも 告げましたが「 <u>現物を確認してもいないのにどうしてそんなことが言えるのか?</u> 」と言い張りしました。 また、(私)「 <u>説明したように蓋然性として殺人が強く推定される状況だから調べ直してください</u> 」、(カクタ)「 <u>だから、何をもって?</u> 」とのやりとり に象徴されるように、 <u>犯罪の職権検知の要請を放棄して子供の水掛け論に終止しており、信義則違反であると同時に事件性の隠蔽でもあり不法行為です。</u> 「 <u>何をもって</u> 」を確定させるのは、捜査権限を持つ警察の役割であり、一般個人には確定不可能ですから、これは職権濫用です。 ③後日の回答を求めたのに「 <u>約束できない</u> 」と答え、その後実際に不当に無視しました。 これも信義則違反(民事訴訟法2条他)です。
甲6 (埼玉県警)	2017. 10. 02 13:24 私の自宅から埼玉公 安委 事務局への通 話録音	USBメモリー 作成者:原告	訴状A IIの関連です。直接的に対応する事実はありません。 原告としてもこのように手は尽くしているということです。 私の自宅(みなかみ町上牧 3158-1) コヤナギさんに、太田まり子の脅迫殺人の概要を説明し、苦情申出書の提出を予告しました。
甲7 (埼玉県警)	2017. 10. 06 11:21 私の自宅から埼玉県 警本部・?への通話録 音	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状A IIの時系列的事実経過欄の⑧の事実のうち、死体検案書が遺族でないとい開示請求不可能な文書である事実です。 <u>情報公開センター・?に確認しました。</u> 原告としてもこのように手は尽くしているということです。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)、埼玉県警本部(さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号)
甲8 (捜査)	宇都宮地裁 平成13 年(ワ)第199号 損	プリント原本	直接的に立証すべき事実は有りません。 <u>公益優先論への反論として、損害賠償請求事件の判例の抜粋です。 なお、過去にここに述べられている例外に当るような判例は有りません。 つまり</u>

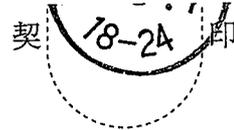
	害賠償請求事件 判例抜粋	作成者:原告	①反射的利益を超える場合(生命の危機の訴えなど)や②業務上の故意又は過失にあたる場合(隠蔽など) なお、過去のいずれの判例も、優先したという公益が本当に実在したのか、という観点からの言及が無かったことはたいへん遺憾です。日本の右傾化を憂慮します。
甲9 (埼玉県警・さいたま地検・さいたま地裁)	太田まり子・轢逃げ事故現場付近の映像(2018年9月)	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状AⅡ補足説明書の不法行為1の事実のうち、この事故現場付近のストリートビューから見た高度の立地的恣意性(殺意の存在)です。車速の相対関係から見て、自転車を追い越した直後にその鼻先で左折したということです。トラックの運転席からは、数百メートルも手前からセーフティフェンス(横断・転落防止用)越しに左前方で先行する自転車の姿がずっと見え続けていたはずであり、また、特に現場の直前の数十メートル間はフェンスも高低差も無くなり、視界を遮る物は何もありませんし、進行方向ですから、直前に追い越す時にも嫌でもこの自転車が目に入ったはず。つまり、ずっと自転車の叔母が見えていたはずであり、私のタクシードライバーとしての経験からも、蓋然性として、こんな過失は考えられません。もう一つの観点は、衝突のタイミングを調整するために、この見通しが良い平坦な長い直線区間を選んだものと思われる。狙って当てるのは難しく、場所が限られると思います。また、調書判決2頁の「2 自動車運転過失致死の犯行については、被告人が進行していたのは、見通しのよい道路であったところ、(中略)」で示されている恣意性を看過した三者(県警、地検、地裁)の共謀による隠蔽が強く推定されます。いずれにせよ、この再現実験、つまり運転席から眺めた映像による検証は必須だと思います。具体的には、何度以内の視角に何秒間入っているのかが問題です。両者の相対的速度関係にも依存します。それから側道には他に通行人は居なかったと思われるから、とびきり見通しは良かった。同様の形の事故の出現確率の統計データの開示を求めます。「事故現場の手前に見通しが良い区間が長く続いている」という前提条件こそが重要です。この前提条件の元では、同様の事例は極めて稀有であろうことと、故意の割合が高いことが予想されます。
甲10 (埼玉県警)	関連の戸籍二部	コピー 作成者: 役場	立証すべきは訴状AⅡ補足説明書の不法行為1の事実を始め、叔母の太田まり子と私との親戚関係です。それを証明する関連の戸籍二部です。戸主が今井薫(祖父)の戸籍に長男・達也と長女・まり子が、戸主が今井達也(父)の戸籍に長男・豊(私)が載っています。
甲11 (埼玉県警)	郵便物等配達証明書	コピー 作成者: 郵便局	立証すべきは訴状AⅡ補足説明書の不法行為2の事実のうち、埼玉県警本部長宛の内容証明便(甲2)が配達済であることです。その配達証明です。受取人の氏名:埼玉県警本部長様 お問い合わせ番号153-56-53943-5号 さいたま新都心郵便局発行 日付印28.6.7 18-24



郵便物等配達証明書

受取人の氏名	警視総監 様
お問い合わせ番号	153-56-53944-6 号
<p>上記の郵便物等は、28年6月7日に配達しましたので、これを証明します。</p>	
<p>日本郵便株式会社 銀座郵便局</p>	

107370 (26・RFI)



郵便物等配達証明書

受取人の氏名	埼玉県警本部長 様
お問い合わせ番号	153-56-53943-5 号
<p>上記の郵便物等は、28年6月7日に配達しましたので、これを証明します。</p>	
<p>日本郵便株式会社 さいたま新都心郵便局</p>	

107370 (27・SYE)

書留・特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所・お名前)		禾り根郡みかみ町上牧 様	
お届け先のお名前		お問い合わせ番号	要
埼玉県警本部長 様	153-56-53943-5	822	内装 証明
警視総監 様	153-56-53944-6	822	"
法務大臣 様	153-56-53945-0	822	"
内閣官房長 様	153-56-53946-1	822	"
検察庁長官 様	153-56-53947-2	822	"
様			
様			
様			
様			
様			
<p>(ご注釈) この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要から大切に保存してください。          損害賠償額は原則として次のとおりです。(記入がない場合は10万円)を限度とする受取額です。          ・書留送付：5万円を限度とする受取額です。          ・特定記録：損害賠償はありません。          【配達状況がわかります】          フリーコール 0120-232886          インターネット http://www.post.japanpost.jp</p>			

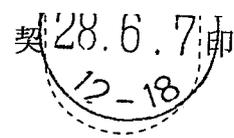
日本郵便株式会社



### 郵便物等配達証明書

受取人の 氏名	内閣官房長官 様
お問い合わせ 番号	153-56-53946-1 号
<p>上記の郵便物等は、28年6月7日に 配達しましたので、これを証明します。</p> <p style="text-align: center;">             日本郵便株式会社            銀座郵便局         </p>	

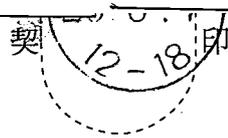
ユ07370 (26・RFI)



### 郵便物等配達証明書

受取人の 氏名	検察庁長官 様
お問い合わせ 番号	153-56-53947-2 号
<p>上記の郵便物等は、28年6月7日に 配達しましたので、これを証明します。</p> <p style="text-align: center;">             日本郵便株式会社            銀座郵便局         </p>	

ユ07370 (26・RFI)



### 郵便物等配達証明書

受取人の 氏名	法務大臣 様
お問い合わせ 番号	153-56-53945-0 号
<p>上記の郵便物等は、28年6月7日に 配達しましたので、これを証明します。</p> <p style="text-align: center;">             日本郵便株式会社            銀座郵便局         </p>	

ユ07370 (26・RFI)